

東海村子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

東 海 村

はじめに



近年、わが国においては、急速な少子化・核家族化の進行、子育て家庭の就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てをする親の負担や不安、孤立感も増しつつある中、未来を担う子どもの育ちと子育て家庭を社会全体で支えていくことが求められております。

このような状況を受け、国としましては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供をはじめ、保育の量的拡大と確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定や、「就学前の子どもの教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律」「児童福祉法」等関係法律の一部改正により、子ども・子育て支援の新たな制度を本格的に施行することとなりました。また、時を同じくして、本村におきましては、従来の保育所・幼稚園の機能・設備等を併せ持ち、小学校就学前の保育・教育と、家庭の子育て支援の一体的・総合的提供を図り、地域の子どもが健やかに育成される環境づくりを推進する新たな拠点としまして、本村初めての幼保連携型認定こども園「とうかい村松宿こども園」を開設したところでございます。

このたび作成いたしました「東海村子ども・子育て支援事業計画」は、認定こども園・保育所・幼稚園による保育・教育の提供をはじめ、地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業・放課後児童健全育成事業などの地域における多様な子ども・子育て支援事業の実施が円滑に進められるようにするので、計画期間は5年後の平成31年度までとなっております。なお本計画には、「次世代育成支援対策推進法」の下、かねて作成の「東海村次世代育成支援対策行動計画」の後継計画としましての位置付けを行い、次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための事業も含めてございます。

今後、本計画に定める事項の達成状況の点検・評価の下、子育て家庭の新たなニーズをも踏まえつつ、“社会の希望たる子ども”と子育てを支える乳幼児期の保育・教育の良質・適正な環境を整え、延いては、妊娠・出産から子育て期における切れ目のない包括的施策展開を目指してまいります。

最後になりますが、本計画作成に際しまして、調査審議を賜りました「東海村子ども・子育て会議」委員の皆様、保育・教育関係者の皆様、そして昨年実施の本村における保育・教育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出等のための利用希望把握調査等に御協力くださいました村民の皆様には、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

東海村長 山 田 修

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と位置づけ	3
2 計画の期間と位置づけ	5
3 計画の策定体制	6
(1) 子ども・子育て会議	6
(2) アンケート調査	6
第2章 東海村の子どもと保護者を取り巻く現状	7
1 人口の状況	9
(1) 人口推移	9
(2) 人口構成比	9
(3) 人口ピラミッド	10
(4) 自然動態	11
(5) 社会動態	11
2 世帯の状況	12
(1) 類型別世帯数の推移	12
(2) 子どものいる世帯数の推移	12
3 婚姻、出生等の状況	13
(1) 婚姻・離婚の状況	13
(2) 未婚率の推移	14
(3) 出生率の推移	15
4 就業の状況	16
(1) 就業者数・就業率の推移	16
(2) 産業分類別就業状況	17
(3) 年齢別就業状況	18
5 児童数の推移と教育・保育施設等の状況	19
(1) 児童数の推移	19
(2) 保育所の状況	20
(3) 幼稚園	21
(4) 小学校の状況	21
(5) 放課後児童クラブ	22
6 アンケート調査結果	23
第3章 計画の基本的考え方	29
1 計画の基本理念と体系	31
(1) 計画の基本理念	31
(2) 計画の体系	32
2 東海村の人口と児童数の将来推計	33
(1) 人口推計	33
(2) 児童数の推計	34
3 教育・保育提供区域の設定	35

第4章 幼児期の教育・保育の確保	37
1 新たな給付制度と教育・保育施設の現在の利用状況	39
(1) 新たな給付制度	39
(2) 支給認定と利用の関係	40
(3) 現在の利用状況の新制度適用想定	41
2 1号認定・2号認定(3-5歳)	42
3 3号認定(0-2歳)	43
(1) 3号認定(0歳)	43
(2) 3号認定(1・2歳)	44
第5章 子ども・子育て支援の展開	45
1 地域子ども・子育て支援事業(子ども・子育て支援法に基づく事業)	47
(1) 利用者支援事業【新規】	47
(2) 地域子育て支援拠点事業	48
(3) 妊婦健康診査	49
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	51
(5) 養育支援訪問事業	52
(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	53
(7) 子育て援助活動支援事業(就学児対象)	54
(8) 一時預かり事業	55
(9) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	58
(10) 延長保育事業	59
(11) 病児を保育する事業(病児保育事業・子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業))	60
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	61
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	61
(14) 要保護児童等の支援に資する事業	62
2 その他の子ども・子育て支援事業(次世代育成支援対策行動計画関係)	63
(1) 地域における子育て支援を図る事業	63
(2) 母親と子どもの健康確保・増進を図る事業	67
(3) 子どもの心身の成長に資する教育環境の充実を図る事業	69
(4) 支援を必要とする子どもと家庭への細やかな対応を図る事業	71
第6章 計画の推進	75
1 計画の周知・広報	77
2 教育・保育の一体的な提供等	77
(1) 教育・保育の一体的な提供の推進	77
(2) 産後の休業及び育児休業の保育等の利用支援	77
3 計画の進行管理	78
◎ 計画の成果指標と目標値 ◎	79
資料編	81
1 東海村子ども・子育て支援事業計画策定の経過	83
2 東海村子ども・子育て会議条例	84
3 東海村子ども・子育て会議委員名簿	86

第 **1** 章

計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨と位置づけ

▶子育てをめぐる現状

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども一人ひとりや保護者の幸せにつながることはもとより、これからの社会の担い手を育成するという未来に向けた投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の1つです。

現実を目を向けると、経済状況や企業経営を取り巻く環境が厳しい中、非正規雇用の増加、出産に伴う女性の退職、都市部を中心とした保育所入所の待機児童問題などにより、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、子育ての負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人は少なくありません。家庭を築き、子どもを産み育てたい人の希望が叶えられるとともに、子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければなりません。

▶子ども・子育て支援新制度

急速な少子化の進行と家庭や地域の環境変化を踏まえ、我が国では、子どもと保護者に対して必要な支援を行い、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付および児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

○新制度の全体像

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	●施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所	・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦健診 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・放課後児童クラブ
	●地域型保育給付 ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	
現金給付	●児童手当	・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

▶「東海村子ども・子育て支援事業計画」の策定

今後は、子ども・子育て支援新制度のもと、市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいくことになります。

これを受け、本村においても、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため、事業の量の見込み並びに提供体制の確保、実施時期等を定める「東海村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

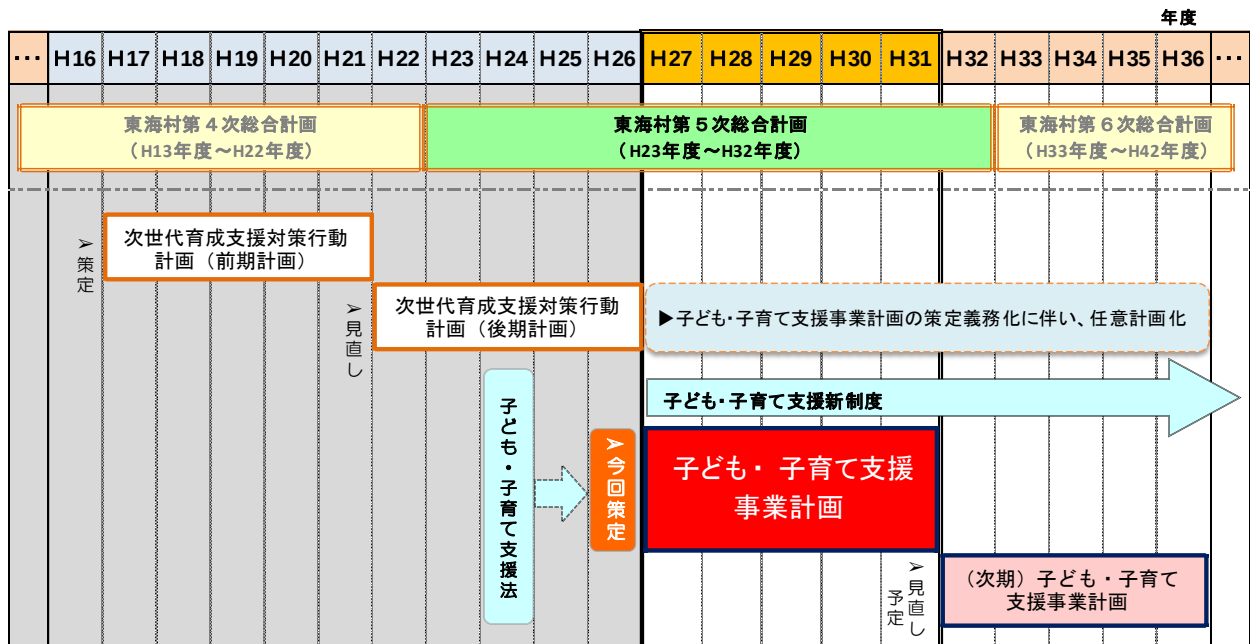
本計画に基づき、村が教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進します。

2 計画の期間と位置づけ

計画期間▶ 平成 27 年度から平成 31 年度【5年間】

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

本村のまちづくりの最上位の計画である「東海村第 5 次総合計画」をはじめ、障害者計画・障害福祉計画、健康づくり推進計画、教育振興基本計画、地域福祉計画等の関連する他の計画との調和を図るものです。



3 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

計画の策定にあたり、市町村においては、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」の設置が求められています。

そのため、本村では、保護者や地域住民の代表、教育・保育福祉関係者、学識経験者などで構成する「東海村子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の検討・審議を行いました。

(2) アンケート調査

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

○調査の実施概要

調 査 対 象	平成 25 年 11 月 1 日現在、本村在住の 0 歳から 8 歳までの児童の保護者
サ ン プ ル 数	1,500 件 (児童の年齢、居住地区等の構成比を考慮した上で調査対象から無作為抽出)
調 査 方 法	郵送による配布・回収
実 施 時 期	平成 25 年 12 月

○配布回収の結果

配布数	回収数	無効回答数※	有効回答数	有効回答率
1,500 件	651 件	0 件	651 件	43.4%

※白紙またはそれに準ずるものを無効回答とした。

第 **2** 章

東海村の 子どもと保護者を取り巻く現状

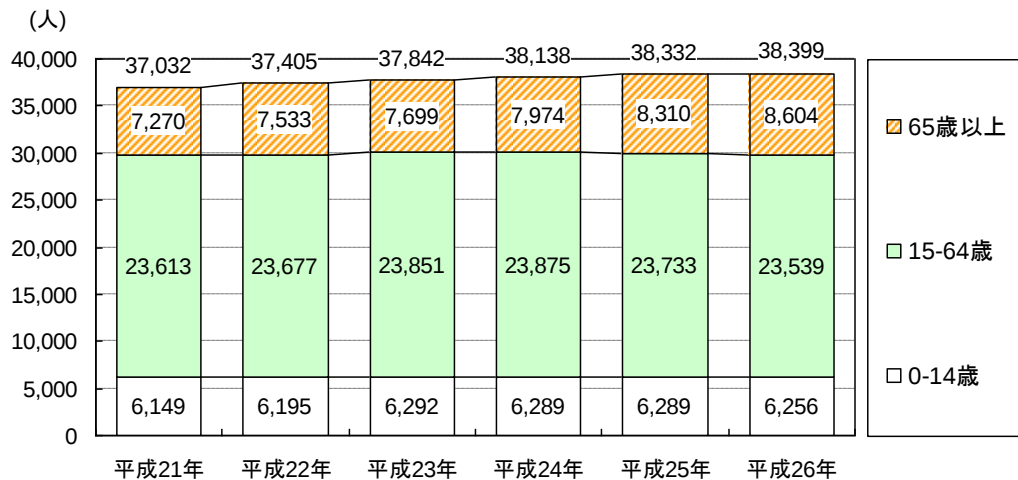
1

人口の状況

(1) 人口推移

本村の人口推移は増加傾向にあり、平成 26 年 4 月 1 日現在の人口は、38,399 人となっています。一方、0-14 歳の年少人口については、近年ほぼ横ばいで推移しています。

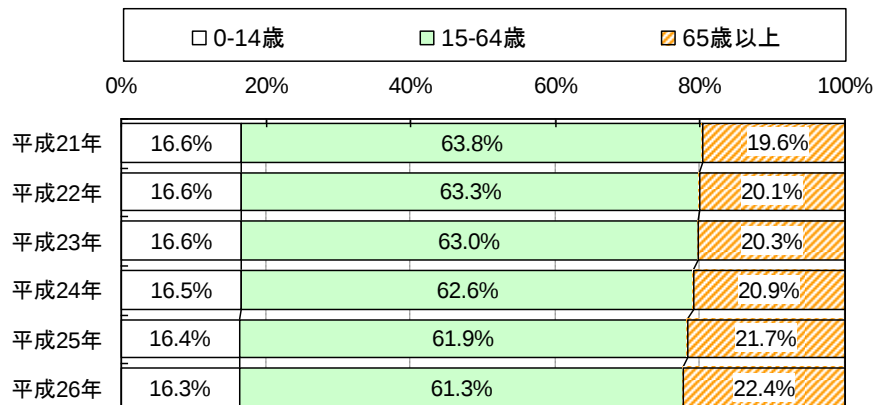
○人口推移



(2) 人口構成比

年齢3区分人口構成比の推移をみると、年少人口（0-14 歳）、生産年齢人口（15-64 歳）が減少傾向、高齢者人口（65 歳以上）の割合が増加傾向にあり、本村においても少子高齢化の進行がうかがえます。平成 26 年 4 月 1 日現在では、年少人口割合 16.3%、生産年齢人口割合 61.3%、高齢者人口割合 22.4%となっています。

○年齢3区分人口構成比の推移

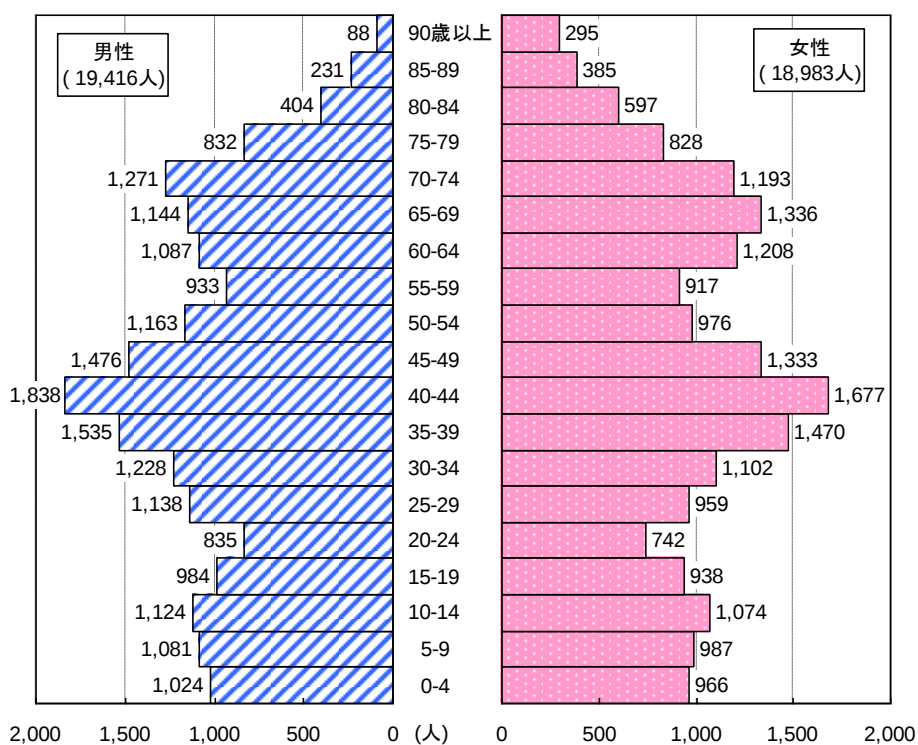


(3) 人口ピラミッド

平成 26 年 4 月 1 日現在での人口ピラミッドをみると、「35-39」「40-44」歳などの壮年世代、「65-69」「70-74」歳の前期高齢世代の人口が多くみられる一方で、「20-24」歳の人口は最も少なくなっています。

年少人口（0 歳から 14 歳）の各年齢層については、ほぼ同数ですが、下層（年少層）に行くほど狭まっています。

〇人口ピラミッド

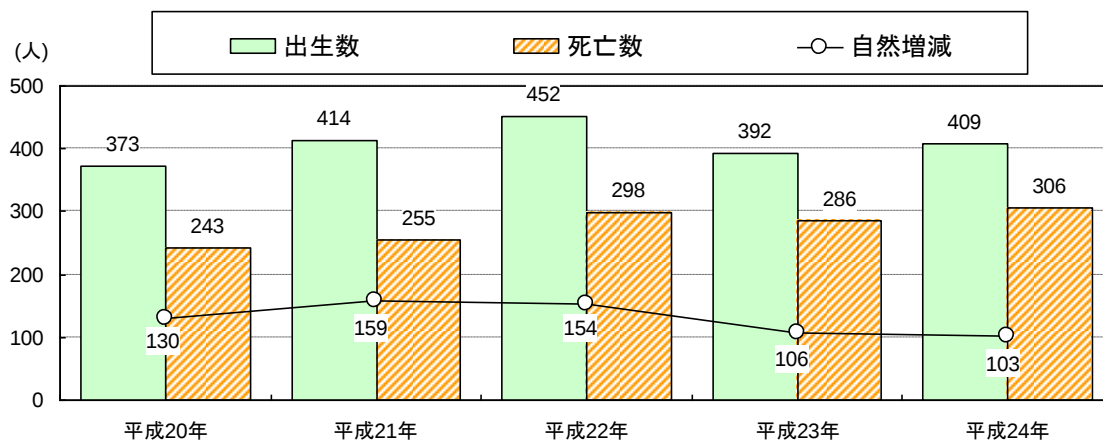


資料：住民基本台帳（平成 26 年 4 月 1 日現在）

(4) 自然動態

出生数と死亡数の推移では、いずれの年も出生数が死亡数を上回っており、平成24年における自然増減は103人増となっています。

○自然動態

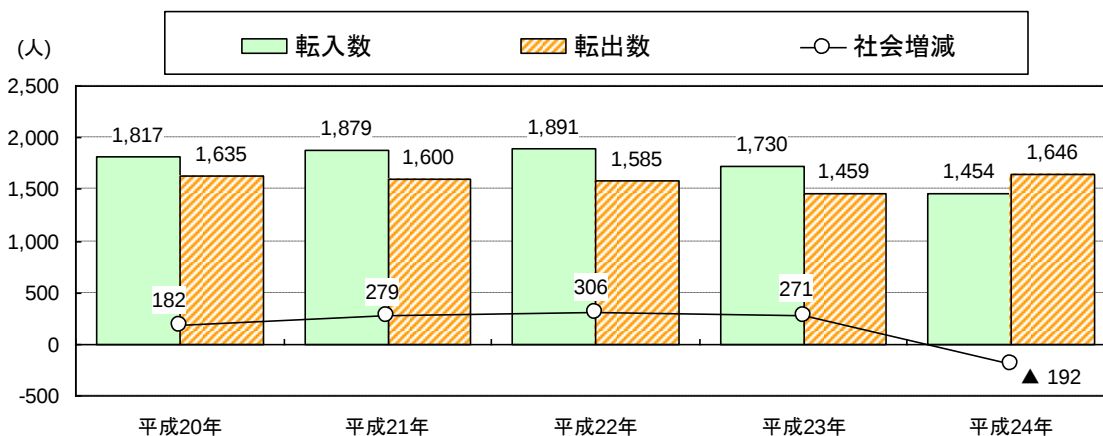


資料：茨城県常住人口調査

(5) 社会動態

転入数と転出数の推移では、平成23年までは転入数が転出数を上回っていましたが、平成24年においては逆転し、社会増減は192人減となっています。

○社会動態



資料：茨城県常住人口調査

2 世帯の状況

(1) 類型別世帯数の推移

本村の世帯数は増加傾向で推移しており、平成 22 年の一般世帯数は 14,093 世帯となっています。世帯種類別にみると、核家族世帯数も増加傾向にあり、親族世帯に占める割合についても増加しています。

また、母子世帯数、父子世帯数については、ともに増加傾向で推移しています。

○世帯数

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯数	12,048 世帯	12,856 世帯	14,093 世帯
親族世帯数	9,611 世帯	10,102 世帯	10,522 世帯
核家族世帯数	8,160 世帯	8,695 世帯	9,129 世帯
親族世帯に占める割合	84.9%	86.1%	86.8%
その他の親族世帯数	1,451 世帯	1,407 世帯	1,393 世帯
親族世帯に占める割合	15.1%	13.9%	13.2%
非親族世帯数	37 世帯	50 世帯	106 世帯
単独世帯数	2,400 世帯	2,704 世帯	3,464 世帯
(再掲) 母子世帯数	121 世帯	171 世帯	196 世帯
親族世帯に占める割合	1.3%	1.7%	1.9%
(再掲) 父子世帯数	15 世帯	22 世帯	24 世帯
親族世帯に占める割合	0.2%	0.2%	0.2%

資料：国勢調査

(2) 子どものいる世帯数の推移

一般世帯数の傾向と同様に、6 歳未満世帯員のいる世帯数、18 歳未満世帯員のいる世帯数ともに増加しています。

なお、世帯人員については、18 歳未満世帯人員は世帯数と同様に増加傾向ですが、6 歳未満世帯人員はほぼ横ばいで推移しています。

○18 歳未満世帯員のいる世帯数

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯数	12,048 世帯	12,856 世帯	14,093 世帯
一般世帯人員	33,777 人	34,865 人	36,806 人
(再掲) 6 歳未満世帯員※のいる一般世帯			
世帯数	1,880 世帯	1,918 世帯	1,911 世帯
世帯人員	7,522 人	7,602 人	7,562 人
6 歳未満世帯人員	2,510 人	2,537 人	2,499 人
(再掲) 18 歳未満世帯員※のいる一般世帯			
世帯数	3,873 世帯	3,964 世帯	4,268 世帯
世帯人員	15,987 人	16,099 人	17,057 人
18 歳未満世帯人員	6,706 人	6,894 人	7,384 人

※平成 12 年及び 17 年は「親族」

資料：国勢調査

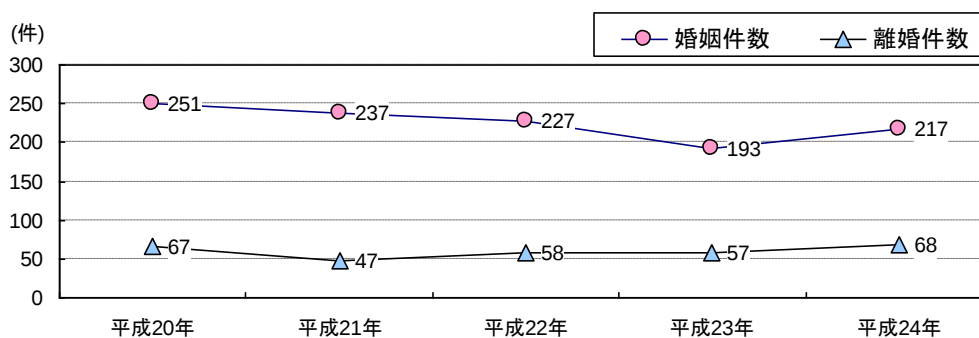
3 婚姻、出生等の状況

(1) 婚姻・離婚の状況

本村の婚姻件数は近年減少傾向でしたが、平成24年には増加に転じ、婚姻件数は217件となっています。

また、離婚件数はほぼ横ばいで推移しており、平成24年では68件となっています。

○婚姻件数・離婚件数の推移



資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

(2) 未婚率の推移

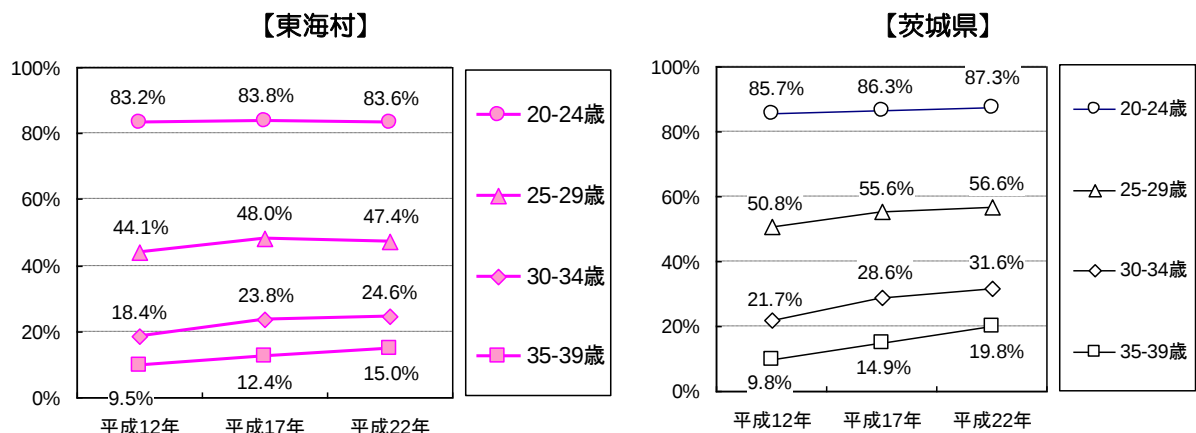
①女性

女性について、年代別の未婚率の推移をみると、平成 12 年から平成 22 年にかけて、「30～34 歳」「35～39 歳」における未婚率の増加が顕著となっています。

本村の女性の未婚率は、平成 12 年から平成 22 年にかけて、いずれの年齢階級においても増加している状況です。

男性の未婚率については、各年すべての年齢階級において女性よりも高い水準にあり、女性と同様にいずれの年齢階級においても増加している状況です。

○未婚率の推移（女性）

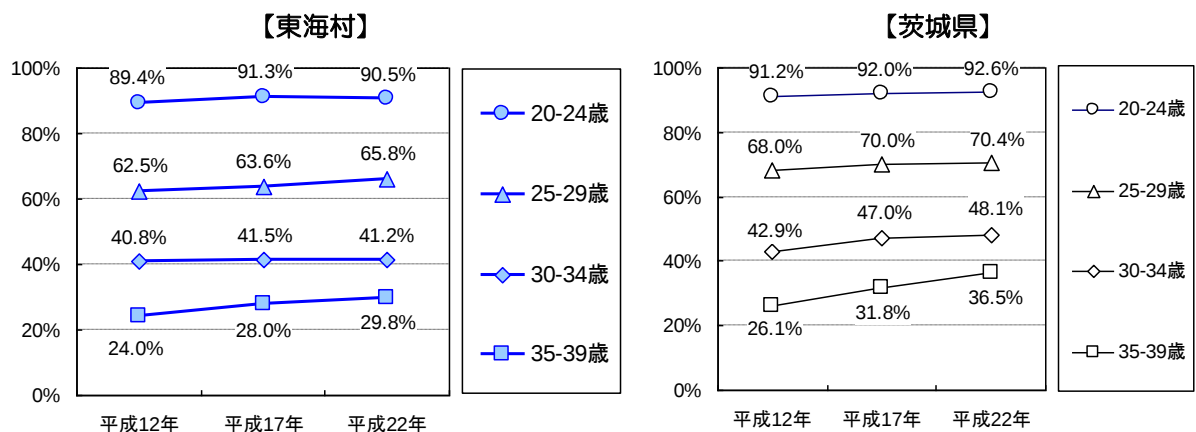


資料：国勢調査

②男性

男性の未婚率は、各年において年齢を問わず女性よりも高い水準にあります。年代別の未婚率の推移をみると、平成 12 年から平成 22 年にかけて、「25～29 歳」「35～39 歳」における未婚率の増加が顕著となっています。

○未婚率の推移（男性）



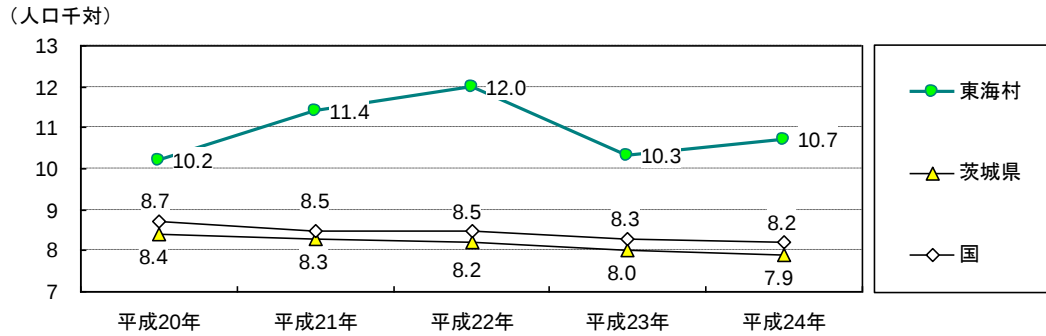
資料：国勢調査

(3) 出生率の推移

①出生率

本村の出生率は、平成 20 年以降、いずれの年も国及び県の数値を上回っており、平成 24 年では 10.7 となっています。

○出生率の推移



資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

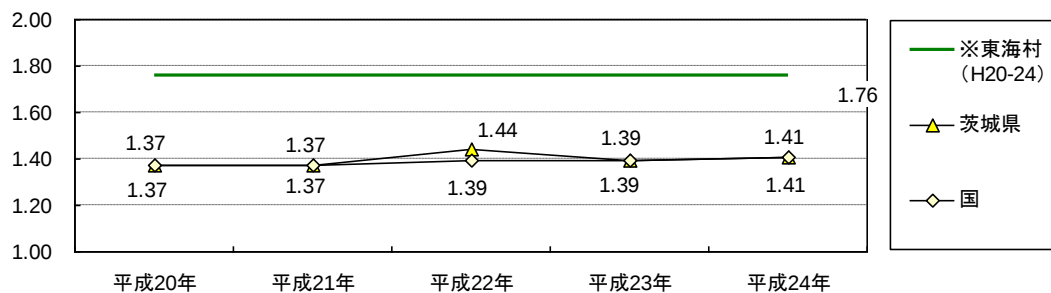
出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に 1,000 をかけたものである。(人口千人対)

②合計特殊出生率

茨城県と国の合計特殊出生率の推移をみると、平成 22 年においては県の数値が国を上回っていますが、それ以外の年についてはいずれも県の数値は国と同じ値となっています。

なお、本村の合計特殊出生率（ベイズ推定※）については、平成 20～24 年の期間において、1.76 となっています。

○合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の 15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

※ベイズ推定：市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出している。

4 就業の状況

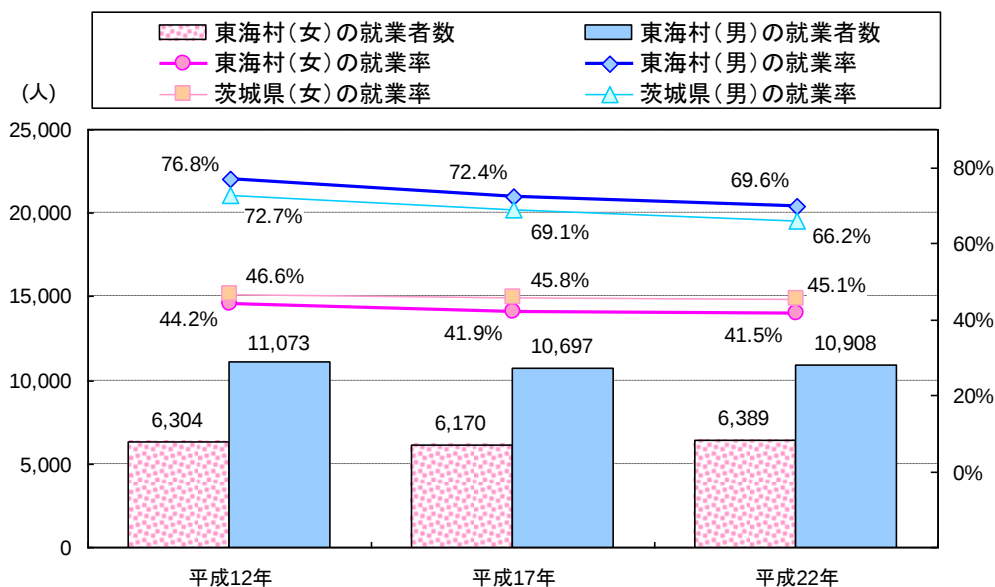
(1) 就業者数・就業率の推移

本村の就業者数は、男性については減少傾向にあり、平成 22 年では平成 17 年に比べて、200 人程度減少しています。一方、女性については、平成 17 年から平成 22 年にかけて就業者数は増加しています。

また、就業率をみると、男性については減少傾向で推移しており、平成 22 年の就業率は平成 12 年から 2.8 ポイント減少の 69.6%となっていますが、茨城県の水準は上回っています。

それに対し、本村の女性の就業率は平成 17 年から平成 22 年にかけてほぼ横ばいで推移していますが、茨城県の水準は下回っています。平成 22 年における女性の就業率は 41.5%と、男女間の就業率の差が縮小してきている状況です。

○就業状況



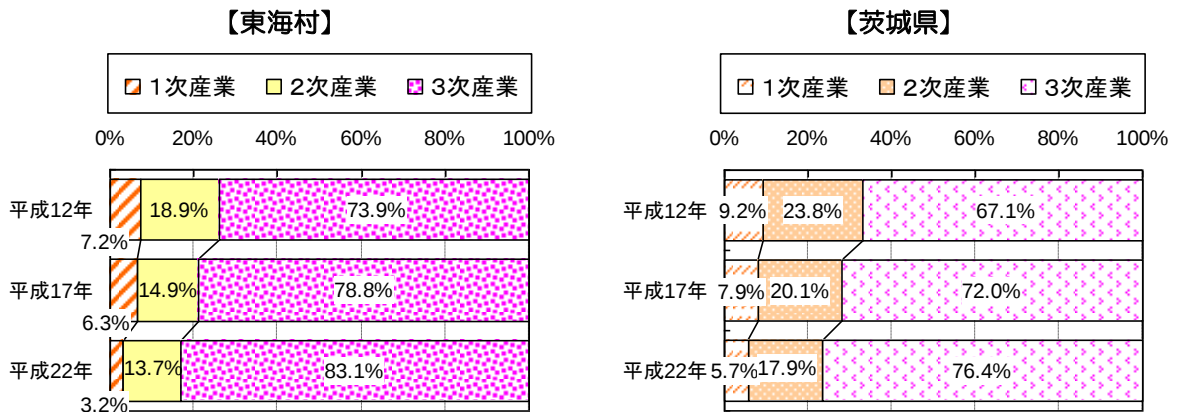
資料：国勢調査

(2) 産業分類別就業状況

①女性

産業分類別に就業者数の構成比をみると、女性については、第3次産業就業者割合が増加傾向、第1次産業及び第2次産業就業者割合は減少傾向にあります。第3次産業就業者割合は、平成22年では83.1%に達しており、茨城県と比較的しても高い構成比であることが分かります。

○産業分類別就業者の推移（女性）

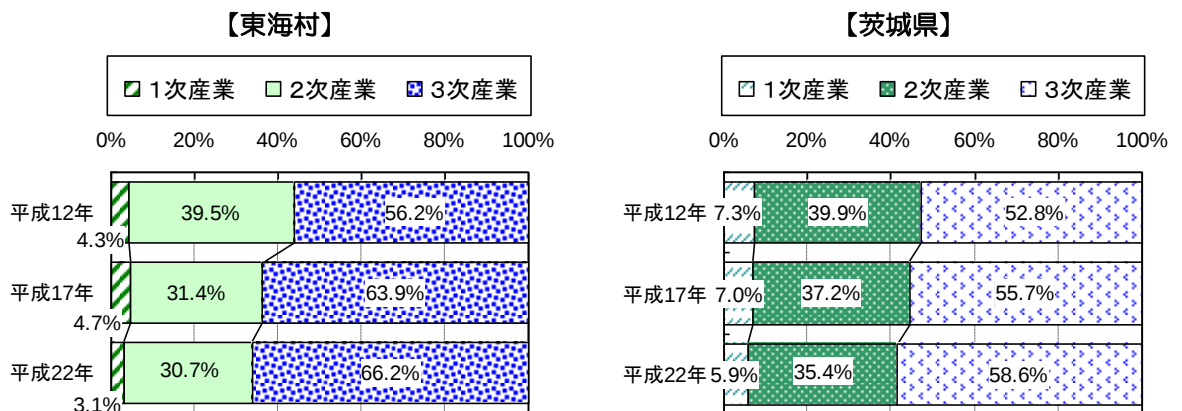


資料：国勢調査

②男性

男性についても女性と同様、第3次産業就業者割合が増加傾向、第1次産業及び第2次産業就業者割合は減少傾向にあります。女性ほどの偏りはないものの、第3次産業就業者割合は平成22年では66.2%となっており、茨城県と比較しても高い構成比となっています。

○産業分類別就業者の推移（男性）



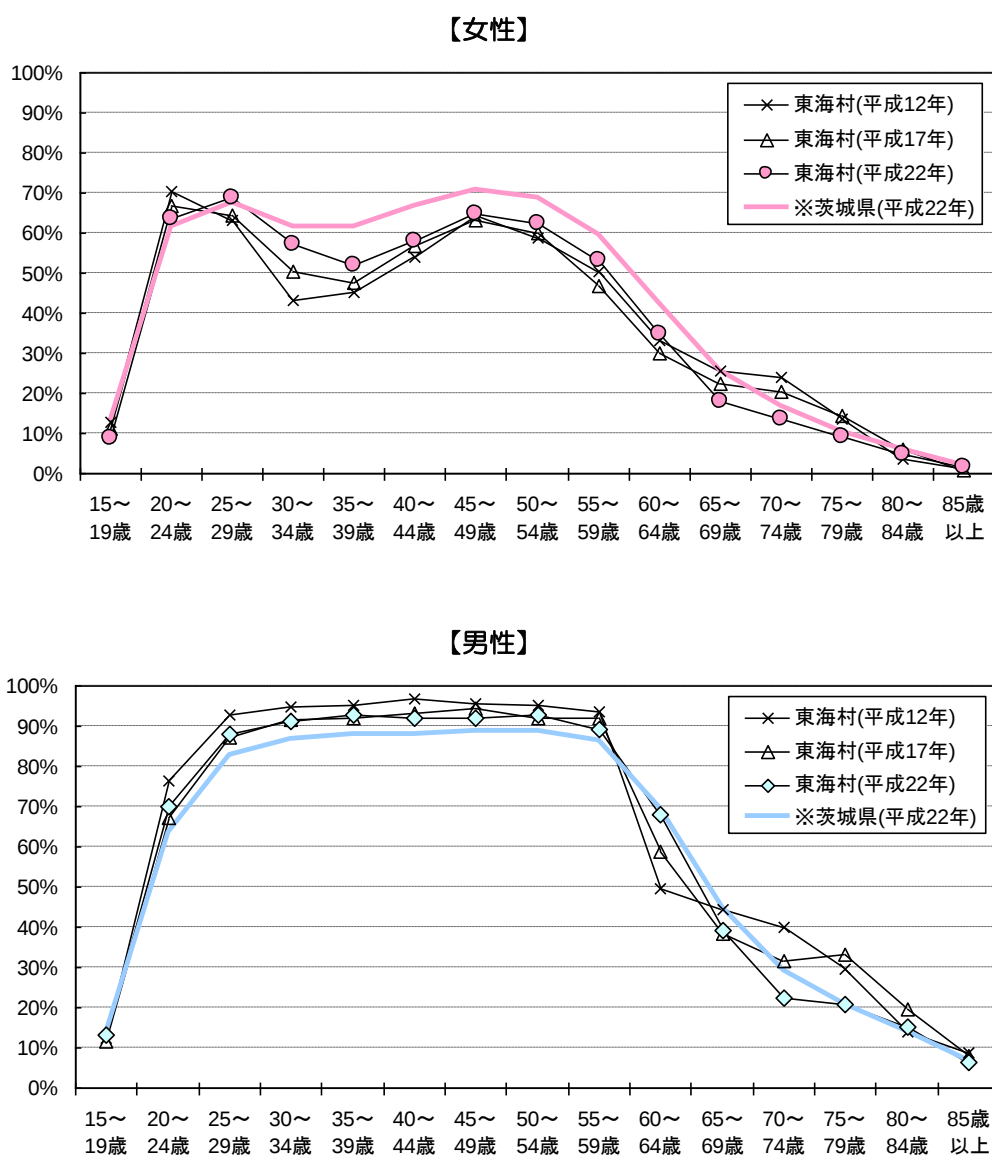
資料：国勢調査

(3) 年齢別就業状況

女性の就業率については、30代前半から40代前半で落ち込むM字型曲線を示しているものの、平成12年から平成22年にかけて30代の就業率が上昇したことによりM字の落ち込み具合が浅くなっています。平成22年の就業率を県と比較すると、20代は県の水準を上回っているものの、30代以降の幅広い年代で県の実業率を下回っていることが分かります。

男性については、年代を通じて全体的に女性よりも就業率は高いものの、平成12年から平成22年にかけて20代以上の幅広い年代で就業率が低下している状況ですが、県の水準との比較では上回っていることが分かります。

○年齢別就業率



資料：国勢調査

5

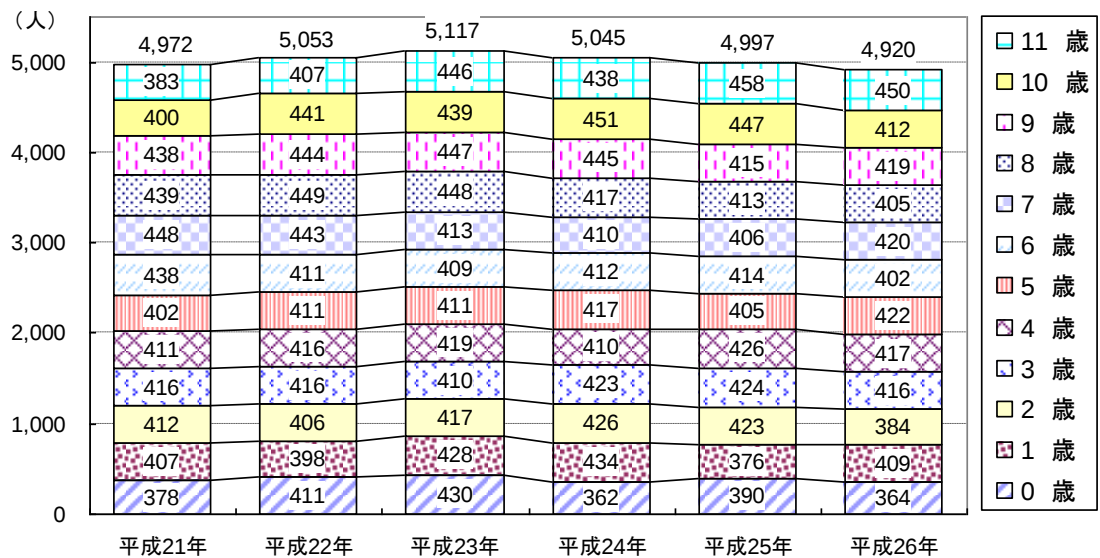
児童数の推移と教育・保育施設等の状況

(1) 児童数の推移

本村の0歳から11歳までの児童数の推移については、平成24年以降は減少傾向で推移しています。

年齢別に児童数をみると、平成26年においては、「0歳」「2歳」の年齢層が比較的少なくなっています。

○児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 保育所の状況

①認可保育所

認可保育所については、村内に公立 3 か所、私立 4 か所の計 7 か所あり、入所児童数は増加傾向にあり、いずれの年においても定員を上回る入所状況となっています。

そのほか、平成 26 年 4 月 1 日現在、他市町村の保育所への在所児童数は 37 人となっています。

○村内の認可保育所の利用状況

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
施 設 数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
定 員	610 人	610 人	610 人	610 人	640 人
在所児童数	643 人	667 人	675 人	676 人	696 人
0 歳	26 人	31 人	23 人	35 人	35 人
1 歳	107 人	100 人	101 人	97 人	109 人
2 歳	125 人	126 人	133 人	121 人	121 人
3 歳	123 人	139 人	138 人	135 人	137 人
4 歳	136 人	136 人	146 人	140 人	151 人
5 歳	126 人	135 人	134 人	148 人	143 人

※東海村居住者のみ

各年度 4 月 1 日現在

また、本村においては、平成 24 年度以降、待機児童が発生しており、平成 26 年 4 月 1 日現在では児童数は 14 人という状況です。

○待機児童の発生状況

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
合 計	0 人	0 人	33 人	33 人	14 人
0 歳	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
1 歳	0 人	0 人	2 人	4 人	14 人
2 歳	0 人	0 人	6 人	6 人	0 人
3 歳	0 人	0 人	8 人	15 人	0 人
4 歳	0 人	0 人	17 人	6 人	0 人
5 歳	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人

各年度 4 月 1 日現在

②認可外保育所

認可外保育施設については、施設の廃止・休止により減少傾向にあり、平成 26 年 4 月 1 日現在で村内に 2 か所となっています。

○村内の認可外保育所の利用状況

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
施 設 数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	2 か所
定 員	85 人	85 人	85 人	59 人	49 人
在所児童数	33 人	37 人	38 人	23 人	15 人

※事業所内保育施設は、平成 25 年 3 月に 1 か所が廃止、同年 5 月に 1 か所が休止となっております。 各年度 4 月 1 日現在

（３）幼稚園

幼稚園については、村内に公立５か所、私立１か所の計６か所あります。入園児童数は平成２４年度以降、横ばいで推移している状況です。

なお、平成２６年５月１日現在、他市町村の幼稚園在園児童数は４７人となっています。一方、他市町村より村内幼稚園に在園する児童数は４１人という状況です。

○村内の幼稚園の利用状況

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
施 設 数	６ か所	６ か所	６ か所	６ か所	６ か所
定 員	９０６ 人	９０６ 人	９０６ 人	９０６ 人	９０６ 人
在園児童数	７１３ 人	７０３ 人	６６９ 人	６５８ 人	６６８ 人
３ 歳	１６４ 人	１６７ 人	１６０ 人	１７２ 人	１７２ 人
４ 歳	２７０ 人	２７６ 人	２３５ 人	２５３ 人	２４８ 人
５ 歳	２７９ 人	２６０ 人	２７４ 人	２３３ 人	２４８ 人

各年度５月１日現在

（４）小学校の状況

村内の小学校は、平成２６年度では６校あり、学級数については９８学級となっています。

在校児童数は、平成２４年度以降、減少傾向で推移しており、平成２６年５月１日現在では２,４９２人となっています。

○小学校の状況

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
学 校 数	６ 校	６ 校	６ 校	６ 校	６ 校
学 級 数	９６ 学級	９８ 学級	９７ 学級	９８ 学級	９８ 学級
児 童 数	２,６０３ 人	２,６１１ 人	２,５６１ 人	２,５４６ 人	２,４９２ 人
男	１,３２６ 人	１,３３５ 人	１,３０６ 人	１,３０５ 人	１,２７０ 人
女	１,２７７ 人	１,２７６ 人	１,２５５ 人	１,２４１ 人	１,２２２ 人
第１学年	４１６ 人	４１１ 人	４０２ 人	４１６ 人	４０２ 人
第２学年	４４３ 人	４１７ 人	４０８ 人	４０２ 人	４１７ 人
第３学年	４５３ 人	４４５ 人	４１９ 人	４０９ 人	４０３ 人
第４学年	４３９ 人	４５６ 人	４４０ 人	４１７ 人	４１３ 人
第５学年	４４５ 人	４３４ 人	４６１ 人	４４３ 人	４１５ 人
第６学年	４０７ 人	４４８ 人	４３１ 人	４５９ 人	４４２ 人

各年度５月１日現在

資料：学校基本調査結果報告

（５）放課後児童クラブ

本村では、平成 26 年度では放課後児童クラブについては、村内に公設 6 か所、民設 3 か所の計 9 か所あります。

放課後児童クラブ登録児童数は減少傾向にあり、平成 26 年 5 月 1 日現在で、592 人となっています。

○放課後児童クラブの状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
設 置 数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
登 録 児 童 数	644 人	624 人	627 人	601 人	592 人
総 指 導 員 数	60 人	60 人	64 人	60 人	61 人

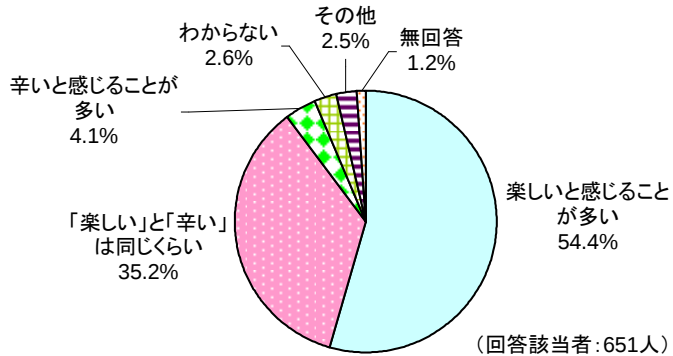
各年度 5 月 1 日現在

6

アンケート調査結果

■子育ての感想

子育てをどのように感じる人が多いですか。
(1つに〇)

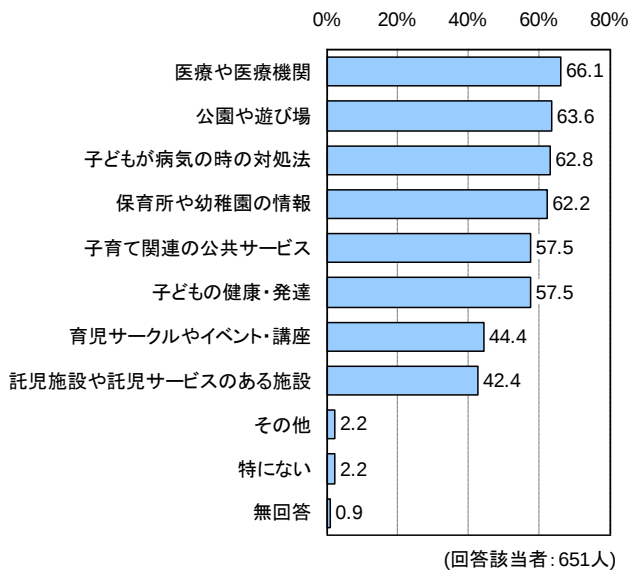


子育てをどのように感じているか、「楽しいと感じることが多い」が54.4%で最も多く、以下、「『楽しい』と『辛い』は同じくらい」が2%、「辛いと感じることが多い」が4.1%などとなっています。

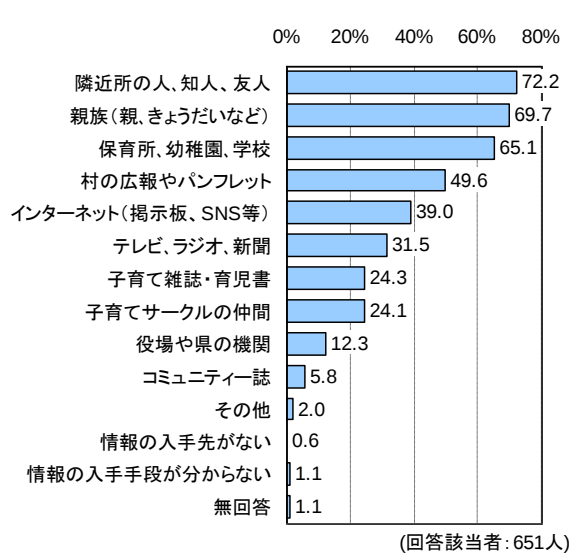
■子育て情報

子育てに関するどのような情報が必要で、どこから入手していますか。(あてはまるものすべて)

<必要な情報>



<入手経路>

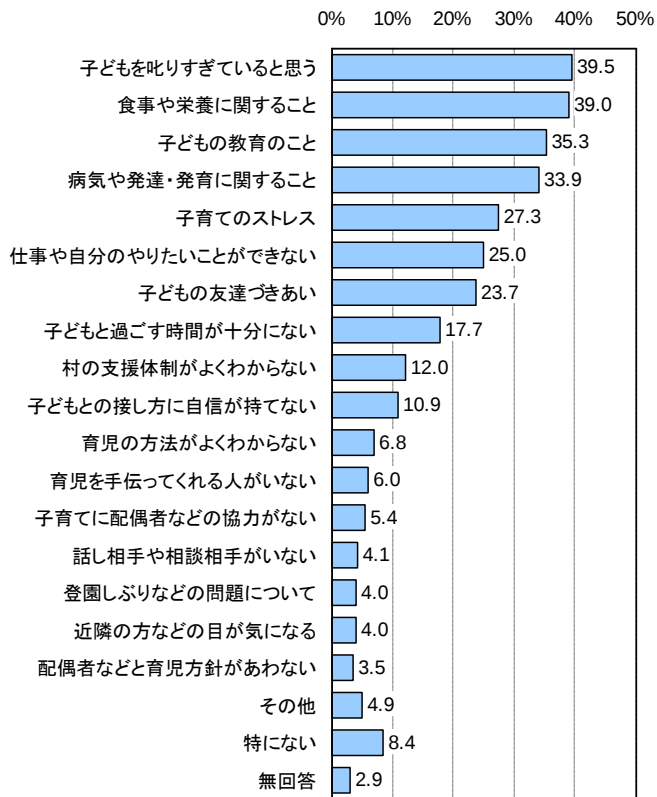


子育てに関してどのような情報が必要か尋ねたところ、「医療や医療機関」、「公園や遊び場」、「子どもが病気の時の対処法」、「保育所や幼稚園の情報」については、いずれも6割以上から挙げられています。

また、必要な情報をどこから入手しているかを尋ねたところ、「隣近所の人、知人、友人」、「親族(親、きょうだいなど)」、「保育所、幼稚園、学校」が特に多く挙げられています。

■子育てに関する悩みや気になること

子育てに関して日頃悩んでいることや気になることはどのようなことですか。(あてはまるものすべて)

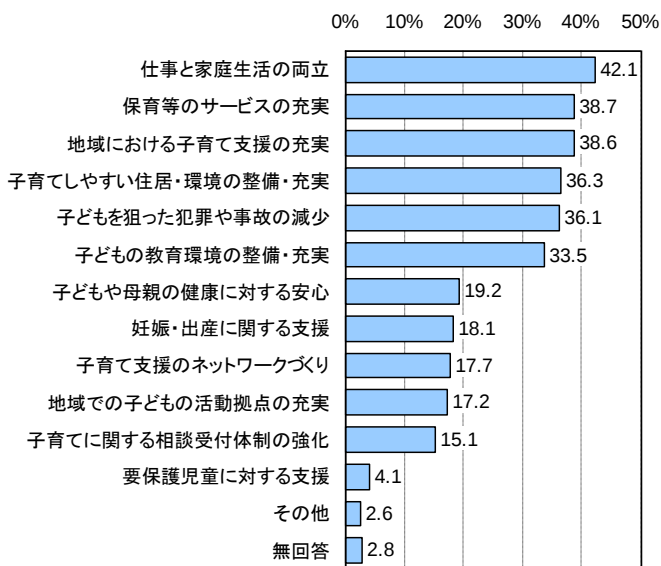


(回答該当者: 651人)

子育てに関して日常悩んでいることを尋ねたところ、「子どもを叱りすぎていると思う」(39.5%)、「食事や栄養に関すること」(39.0%)、「子どもの教育のこと」(35.3%)、「病気や発達・発育に関すること」(33.9%)などが比較的多く挙げられています。

■子育てに必要な支援・対策

子育てをする中でどのような支援・対策が有効だと思いますか。(〇は3つまで)



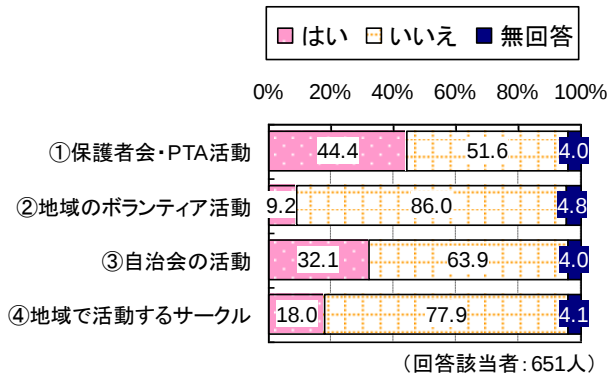
(回答該当者: 651人)

子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思うかを尋ねたところ、「仕事と家庭生活の両立」が最も多く、以下、「保育等のサービスの充実」、「地域における子育て支援の充実」、「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」、「子どもを狙った犯罪や事故の減少」、「子どもの教育環境の整備・充実」などが比較的多く挙げられています。

■「母親」の地域社会とのかかわり

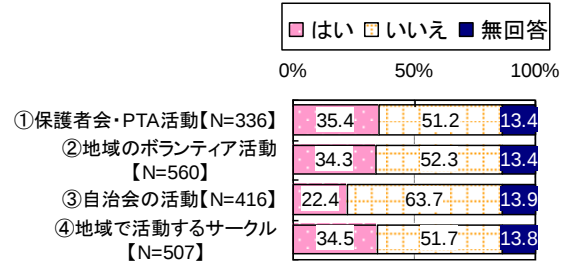
地域活動やグループ活動などの参加状況と今後の参加希望（〇はそれぞれ1つに〇）

<参加状況>



▶現在参加していない人

▶今後の参加希望



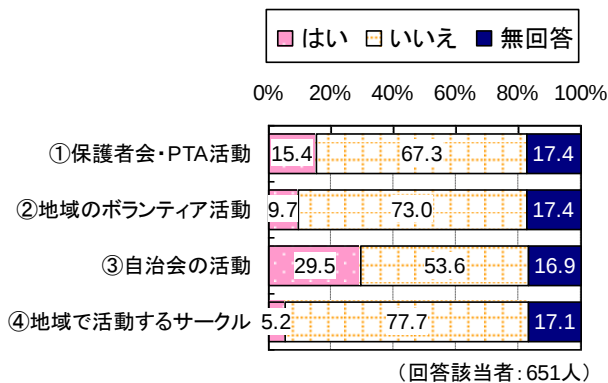
母親の地域活動やグループ活動の参加状況を尋ねたところ、参加率は「①保護者会・PTA活動」が44.4%で最も多く、次いで「③自治会の活動」が32.1%が続いています。

活動に「参加していない」と回答した母親に、今後の参加について尋ねたところ、「①保護者会・PTA活動」「②地域のボランティア活動」「④地域で活動するサークル」については3割以上が今後の参加希望を示しています。

■「父親」の地域社会とのかかわり

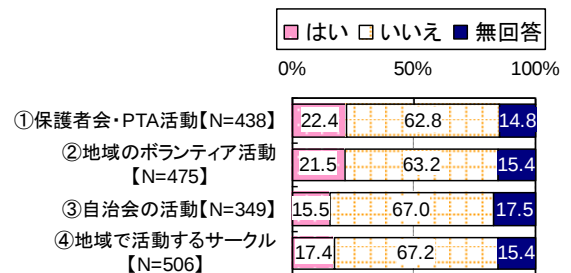
地域活動やグループ活動などの参加状況と今後の参加希望（〇はそれぞれ1つに〇）

<参加状況>



▶現在参加していない人

▶今後の参加希望

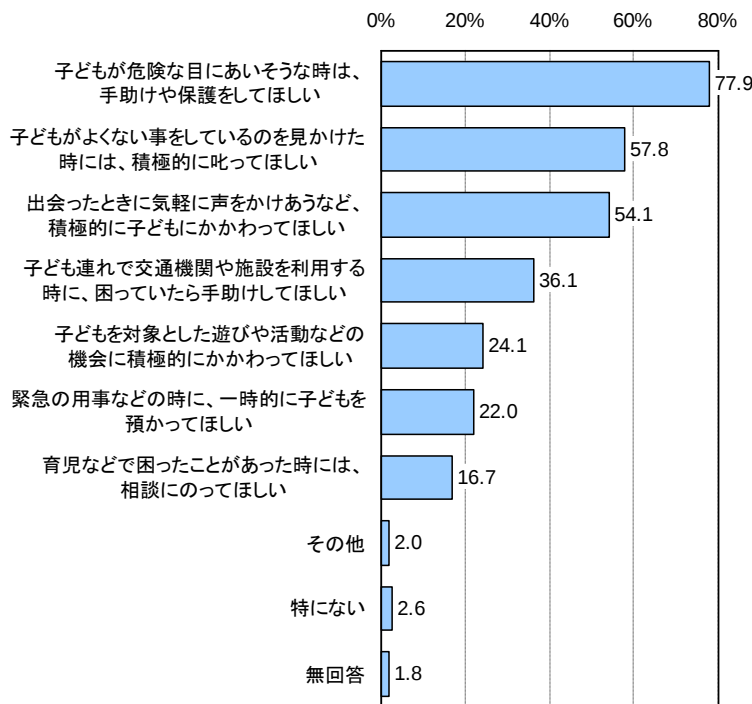


父親の地域活動やグループ活動の参加状況を尋ねたところ、参加率は「③自治会の活動」が29.5%で最も多く、次いで「①保護者会・PTA活動」が15.4%が続いています。

活動に「参加していない」と回答した父親に、今後の参加について尋ねたところ、「①保護者会・PTA活動」「②地域のボランティア活動」については2割以上が今後の参加希望を示しています。

■子育てを支援する地域のあるべき像

子育てをする上で、地域全体がこのようになればよいと思われることがありますか。(あてはまるもの3つまでに○)



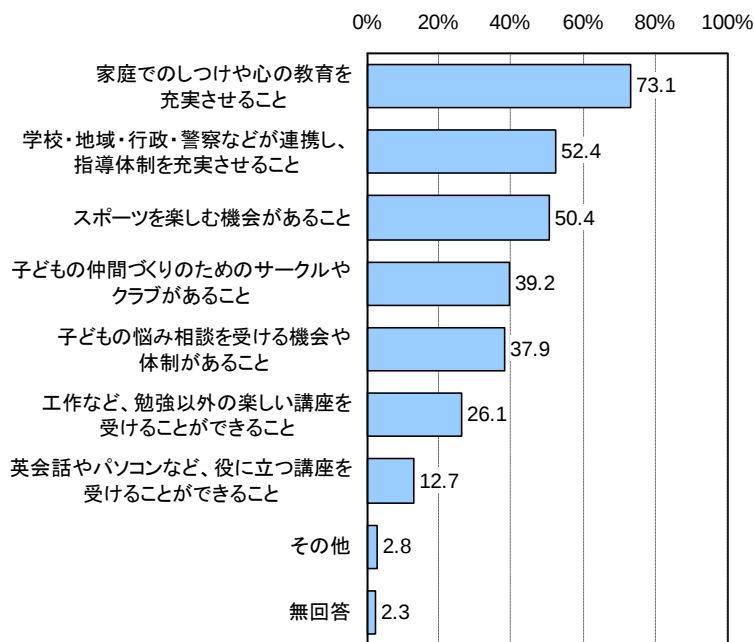
(回答該当者: 651人)

子育てをする上で、地域全体がどのようなになればよいと思うか尋ねたところ、「子どもが危険な目にあいそうな時は、手助けや保護をしてほしい」が最も多く挙げられています。

そのほか、「子どもがよくない事をしているのを見かけた時には、積極的に叱ってほしい」、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、積極的に子どもにかかわってほしい」が半数以上から挙げられています。

■子育ての健全育成や非行防止

子どもの健全育成や非行防止のために、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)



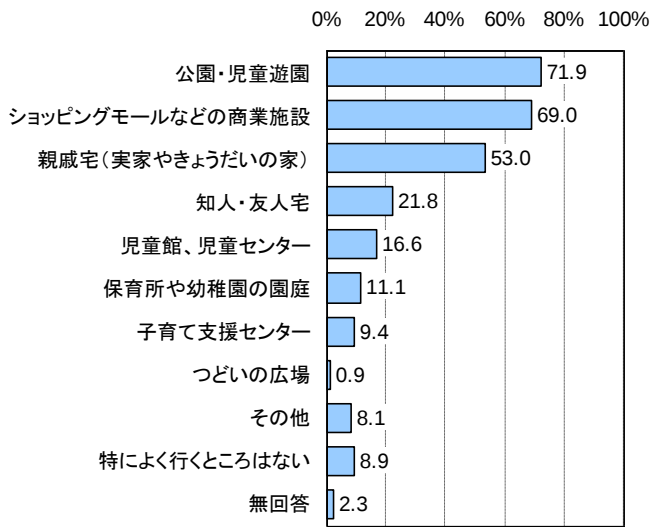
(回答該当者: 651人)

子どもの健全育成や非行防止のために力を入れるべきこととして、「家庭でのしつけや心の教育を充実させること」が最も多く挙げられました。

そのほか、「学校・地域・行政・警察などが連携し、指導体制を充実させること」、「スポーツを楽しむ機会があること」、「子どもの仲間づくりのためのサークルやクラブがあること」、「子どもの悩み相談を受ける機会や体制があること」なども比較的多く挙げられています。

■親子で遊びに行ったり、過ごしたりする場所

平日の日中や休日、親子でよく遊びに行ったり過ごしたりしているところはどこですか。(あてはまるもの3つまでに○)

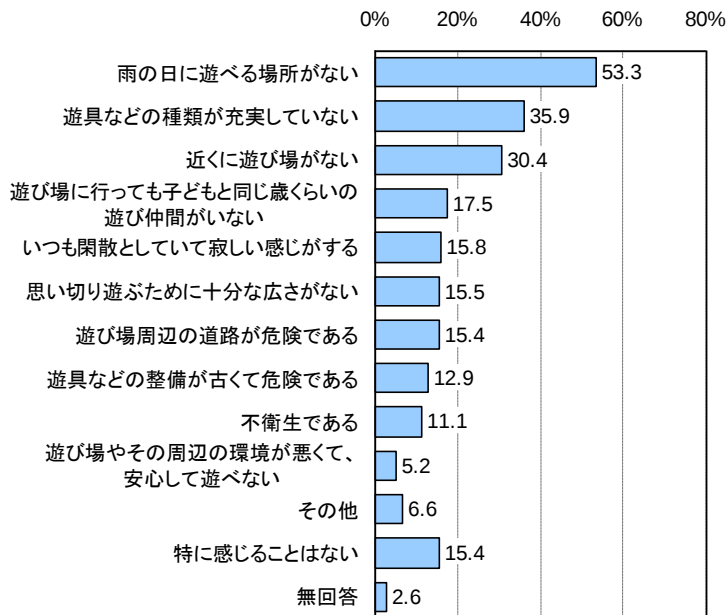


(回答該当者: 651人)

平日の日中や休日、親子でよく遊びに行ったり過ごしたりしているところを尋ねたところ、「公園・児童遊園」、「ショッピングモールなどの商業施設」が特に多く挙げられているほか、次いで「親戚宅(実家やきょうだいの家)」が続いており、これらはいずれも半数以上から挙げられています。

■近所の子どもの遊び場についての不満

近所の子どもの遊び場について、日頃感じている不満はありますか。(主なもの3つまでに○)

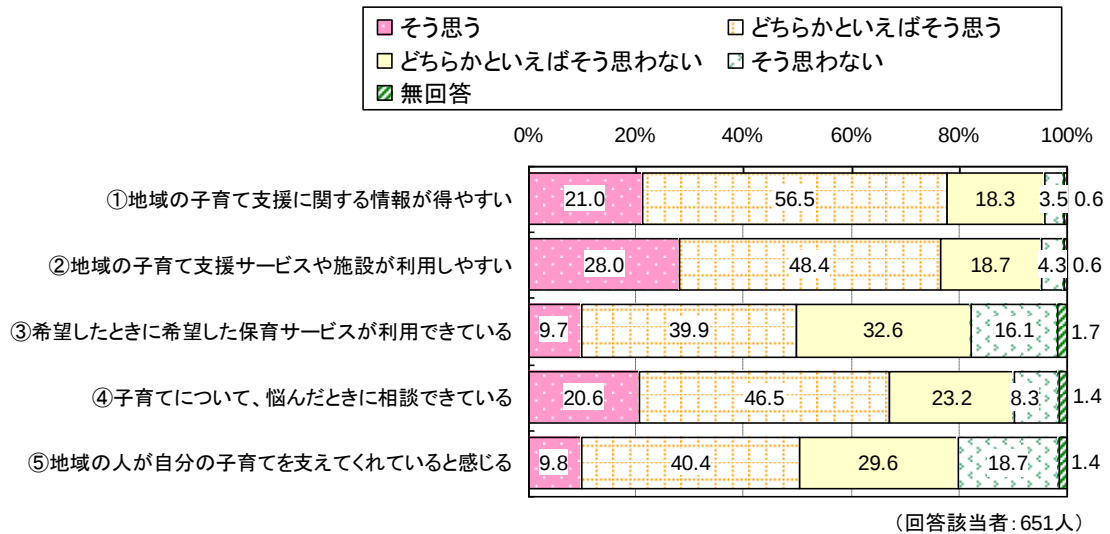


(回答該当者: 651人)

近所の子どもの遊び場について、日頃感じている不満を尋ねたところ、「雨の日に遊べる場所がない」が半数以上から挙げられて最も多く、以下、「遊具などの種類が充実していない」、「近くに遊び場がない」が比較的多く挙げられています。

■村内の子育て環境

村内の子育て環境について感じていることをお答えください。(あてはまるものそれぞれ1つに○)



村内の子育て環境について感じていることを尋ねたところ、各項目の「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合は、以下のとおりとなっています。

「①地域の子育て支援に関する情報が得やすい」については、77.5%。

「②地域の子育て支援サービスや施設が利用しやすい」については、76.4%。

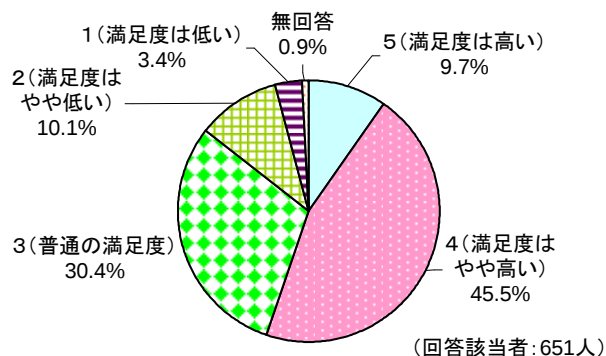
「③希望したときに、希望した保育サービスが利用できている」については、49.6%。

「④子育てについて、悩んだときに相談できている」については、67.1%。

「⑤地域の人が自分の子育てを支えてくれていると感じる」については、50.2%。

■東海村における子育ての環境や支援への満足度

東海村における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。(1つに○)



東海村で子育てすることに満足し
るから段階評価で尋ねたところ、
「満足度が高い」が9.7%、「4
度はやや高い」が45.5%、「3
度の満足度」が30.4%、「2 (満
足度やや低い)」が10.1%、「1 (満
足度低い)」が3.4%となっていま

第 **3** 章

計画の基本的考え方

1

計画の基本理念と体系

(1) 計画の基本理念

平成23年度から平成32年度までの10年間における総合的かつ計画的な自治体運営を図ることを目的に策定した「東海村第5次総合計画」において、福祉・健康分野については、村民一人ひとりがお互いを「思いやり、支え合い、尊重し合い」ながら、生涯にわたっていきいきとした充実した生活を送ることができる日本一の福祉のまちづくりを進めるという将来像「全ての子どもたちの健やかな育ちを応援します」を掲げ、教育分野については、村民一人ひとりが、自己を磨き、充実した人生を送ることができるよう、生涯を通じて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を社会が生かすことができるまち、“教育立村”を進めるという将来像「学校・家庭・地域が相互に連携協力し、社会全体で教育の向上に取り組みます」を掲げた上で、政策・施策の推進に努めているところです。

また、子ども・子育て支援法における基本理念では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」とされています。

「東海村子ども・子育て支援事業計画」の基本理念については、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえつつ「東海村第5次総合計画」において特に重要なまちづくりの方向性を示した福祉・健康分野と教育分野のそれぞれの分野別将来像を構成する政策を援用することとします。

東海村第5次総合計画（平成23年度～平成32年度）

《基本理念》 村民の叡智が生きるまちづくり

～今と未来を生きる全ての命あるもののために～

福祉・健康分野政策

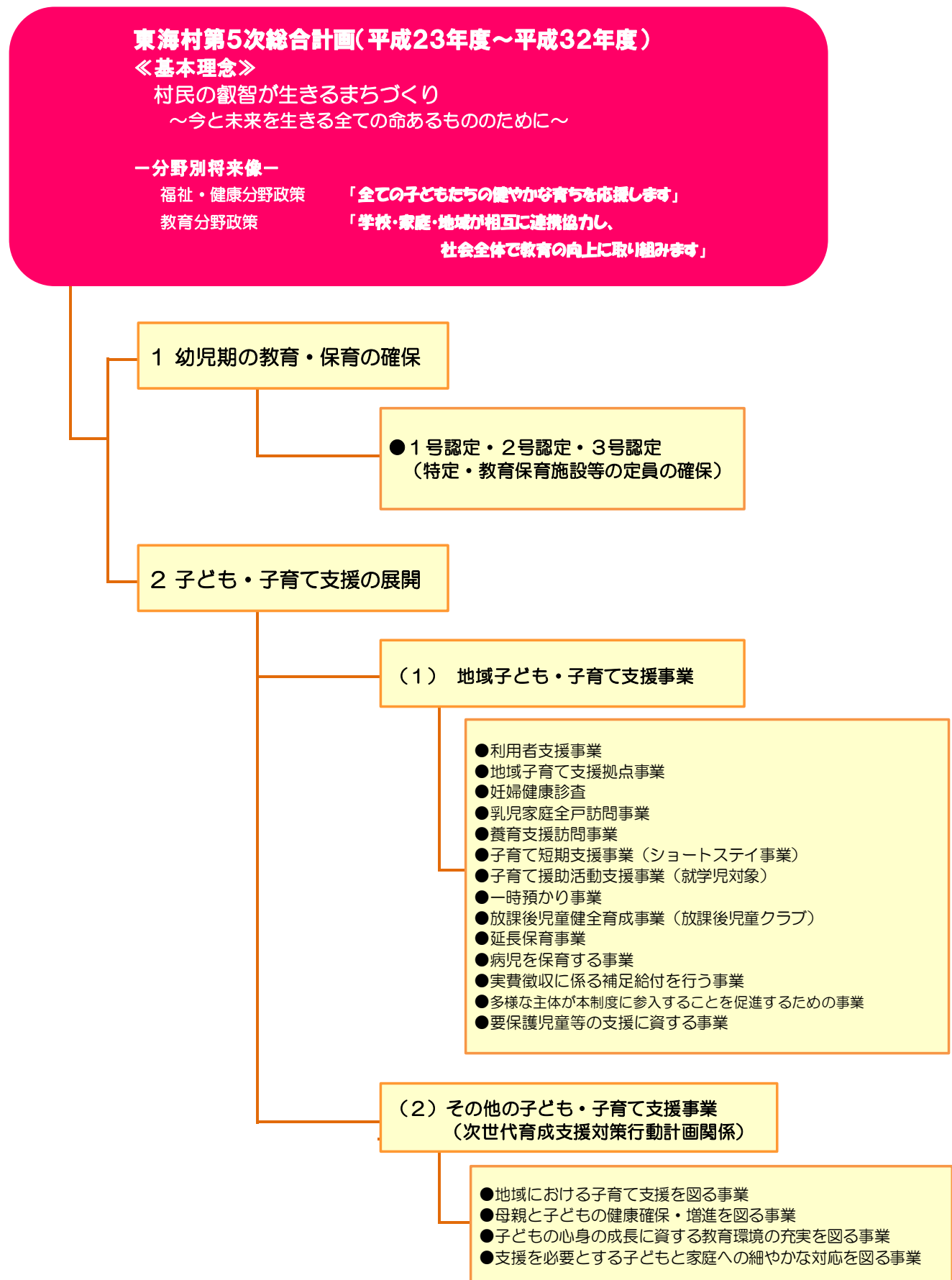
「全ての子どもたちの健やかな育ちを応援します」

教育分野政策

「学校・家庭・地域が相互に連携協力し、

社会全体で教育の向上に取り組みます」

(2) 計画の体系



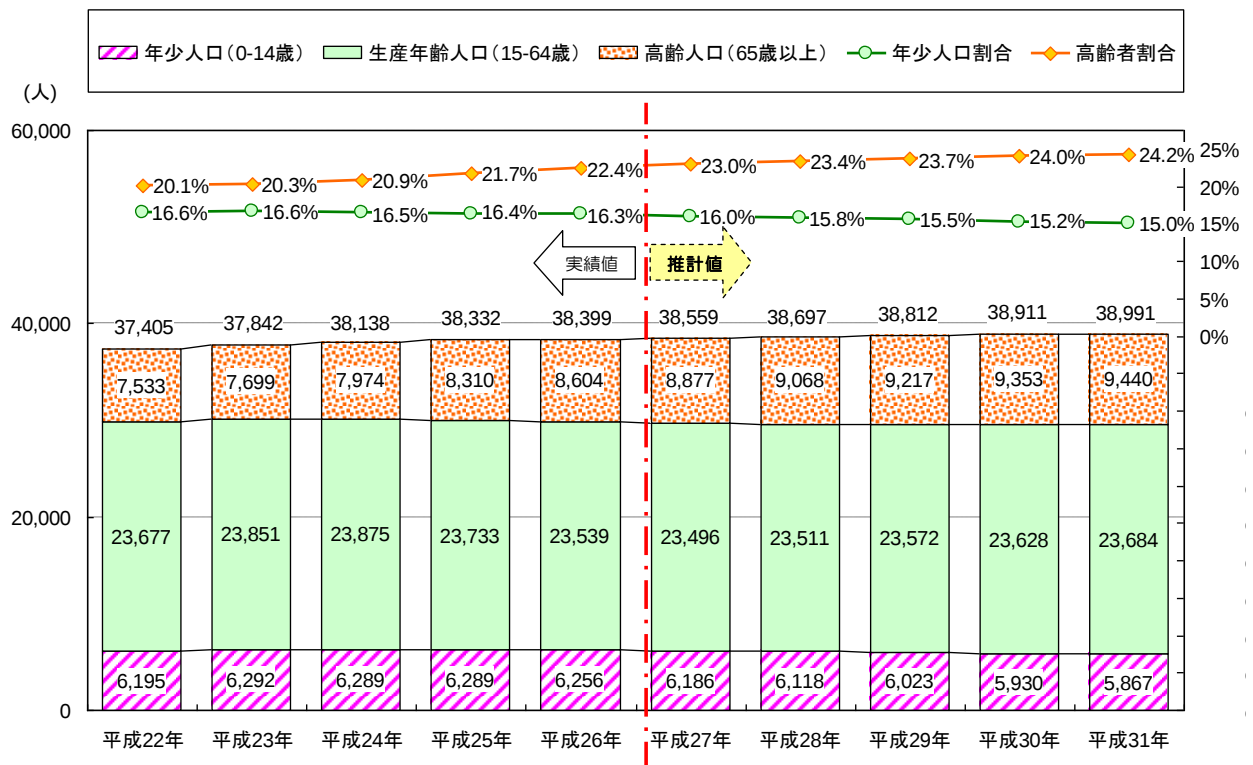
2 東海村の人口と児童数の将来推計

(1) 人口推計

本村の平成 26 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳の実績人口を基点に、平成 27 年以降の将来人口を推計したところ、総人口は増加傾向で推移し、平成 31 年には 38,991 人となりました。

また、年齢 3 区分別の人口推移をみると、0-14 歳の年少人口については今後減少傾向で推移するものと見込まれ、平成 31 年には年少人口は 5,867 人、年少人口割合は平成 26 年から 1.3 ポイント減少し、15.0%となりました。

○東海村の人口推計

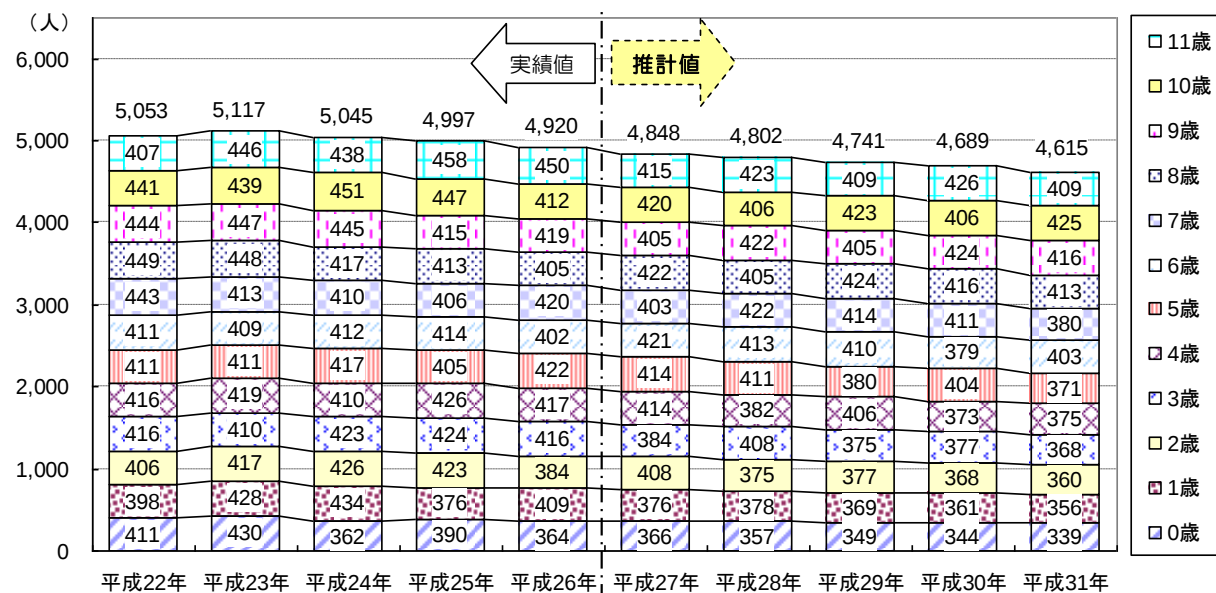


資料：平成 22 年から平成 26 年は住民基本台帳からの実績値。（各年 4 月 1 日）
平成 27 年以降はコーホート変化率法による推計値。

(2) 児童数の推計

本村の人口推計結果から、0歳から11歳までの児童数をみると、今後は減少傾向で推移し、計画期間の最終年を迎える平成31年には4,615人となり、平成26年に比べて約300人児童数は減少するものと見込まれます。

○児童数の将来推計



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳からの実績値。（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

（単位：人）

年 齢	実績値					⇒推計値				
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	411	430	362	390	364	366	357	349	344	339
1歳	398	428	434	376	409	376	378	369	361	356
2歳	406	417	426	423	384	408	375	377	368	360
3歳	416	410	423	424	416	384	408	375	377	368
4歳	416	419	410	426	417	414	382	406	373	375
5歳	411	411	417	405	422	414	411	380	404	371
保育年齢 (0～5歳)	2,458	2,515	2,472	2,444	2,412	2,362	2,311	2,256	2,227	2,169
6歳	411	409	412	414	402	421	413	410	379	403
7歳	443	413	410	406	420	403	422	414	411	380
8歳	449	448	417	413	405	422	405	424	416	413
9歳	444	447	445	415	419	405	422	405	424	416
10歳	441	439	451	447	412	420	406	423	406	425
11歳	407	446	438	458	450	415	423	409	426	409
小学校年齢 (6～11歳)	2,595	2,602	2,573	2,553	2,508	2,486	2,491	2,485	2,462	2,446
合計	5,053	5,117	5,045	4,997	4,920	4,848	4,802	4,741	4,689	4,615

各年4月1日現在

3 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことです。

各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

なお、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することもできます。

本村においては、待機児童が発生している現状をはじめ、保護者の通勤などから居住地区と利用施設の区域が一致しないケースなど地域の枠を越えて施設や事業が利用される現状を考慮した場合、教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには広域での調整・確保が必要と考えられることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業について提供区域を分割することはせず、東海村全域（1区域）と設定しました。

○東海村の教育・保育提供区域

教育・保育	区域設定
1号認定	村全域（1区域）
2号認定	村全域（1区域）
3号認定	村全域（1区域）
地域子ども・子育て支援事業	区域設定
利用者支援事業	村全域（1区域）
地域子育て支援拠点事業	村全域（1区域）
妊婦健康診査	村全域（1区域）
乳児家庭全戸訪問事業	村全域（1区域）
養育支援訪問事業	村全域（1区域）
子育て短期支援事業	村全域（1区域）
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	村全域（1区域）
一時預かり事業	村全域（1区域）
時間外保育事業（延長保育）	村全域（1区域）
病児保育事業	村全域（1区域）
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	村全域（1区域）
実費徴収に係る補足給付を行う事業	村全域（1区域）
多様な主体の参入促進事業	村全域（1区域）
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	村全域（1区域）

第 4 章

幼児期の教育・保育の確保

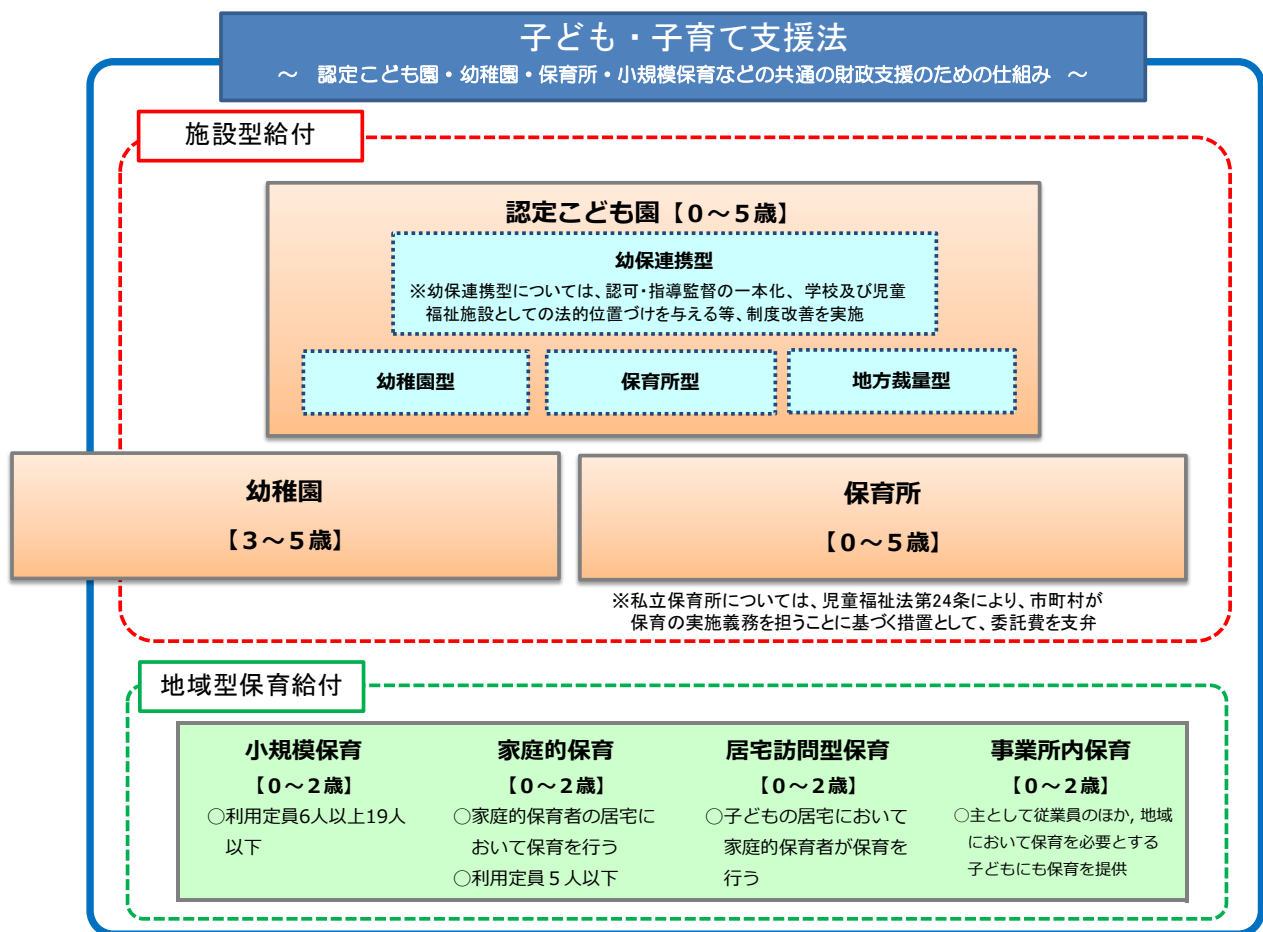
1

新たな給付制度と教育・保育施設の現在の利用状況

(1) 新たな給付制度

子ども・子育て支援法により、質の高い学校教育・保育の一体的な提供と保育の量的拡充を図るため、乳幼児の教育・保育関連の制度と財源を一元化し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）と小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）が支給される新制度が創設されます。

○給付の対象となる施設・事業



(2) 支給認定と利用の関係

教育・保育施設の利用にあたっては、保護者が市町村へ申請し、市町村から保育の必要性の認定を受けて、給付が支給される仕組みとなります。

○申請と認定の種類

- ・保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。

↓

- ・保育の必要性から支給認定基準を認定。

【1号認定】：満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）

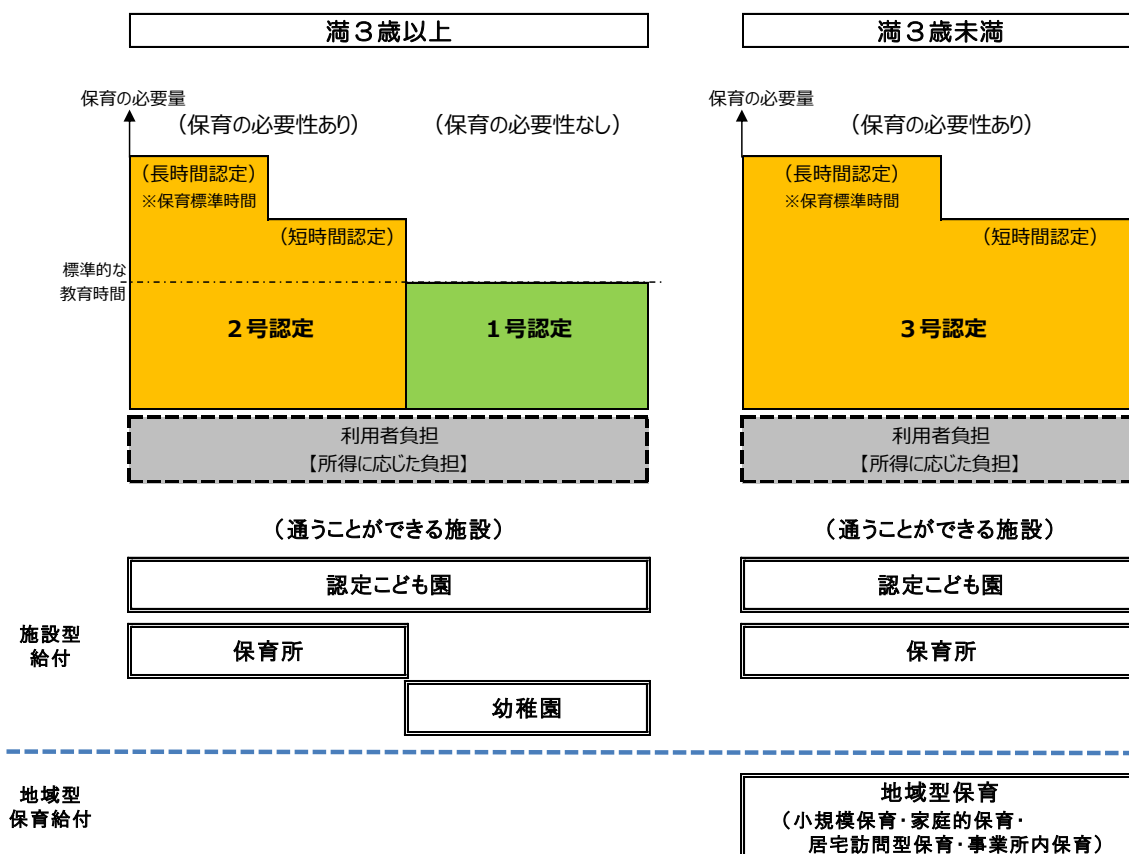
【2号認定】：満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）

【3号認定】：満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）

⇒さらに、2号認定、3号認定（保育認定）については、保護者の就労時間に応じて、「保育標準時間（長時間）認定」と「短時間認定」に保育の利用時間を区分。

市町村が定める客観的な基準（「事由」、「区分」、「優先利用」）のもと、認定された種別（1号・2号・3号）により、利用できる施設や時間が決定します。

○認定と利用の関係



（３）現在の利用状況の新制度適用想定

平成 26 年度における本村児童の保育所、幼稚園の利用状況をまとめると、以下のとおりとなります。

○本村の保育所・幼稚園等の状況

	施設数	定 員	在籍児童数	入所率	※村外施設利用 (本村児童)	計
幼 稚 園	6 か所	906 人	668 人	73.7%	47 人	715 人
保 育 所	7 か所	640 人	696 人	108.7%	37 人	733 人
認可外保育施設	2 か所	49 人	15 人	30.6%	一人	15 人
計	15 か所	1,595 人	1,379 人	86.4%	84 人	1,463 人

保育所は平成 26 年 4 月 1 日、幼稚園は同 5 月 1 日、認可外保育施設は同 4 月 1 日現在。

現在の本村児童の施設の利用状況から、新制度の 1 号、2 号、3 号の基準に本村の児童数をあてはめると、おおよそ次のようになると考えられます。

○現状の本村児童の認定区分の該当想定（新制度に置き換えた場合の見通し）

	1 号認定相当	2 号認定相当	3 号認定相当		計
	3-5 歳	3-5 歳	0 歳	1・2 歳	
幼 稚 園	715 人	—	—	—	715 人
保 育 所	—	459 人	36 人	238 人	733 人
認可外保育施設	—	2 人	1 人	12 人	15 人
計	715 人	461 人	37 人	250 人	1,463 人

保育所は平成 26 年 4 月 1 日、幼稚園は同 5 月 1 日、認可外保育施設は同 4 月 1 日現在。

2

1号認定・2号認定（3-5歳）

単位：人	H26 年度 (実績)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
※児童数（3-5 歳）	1,255	1,212	1,201	1,161	1,154	1,114
量の見込み（①）	1,174	1,195	1,185	1,145	1,139	1,099
1号認定	715	651	645	624	620	599
2号認定	461	544	540	521	519	500
教育ニーズ		159	158	152	152	146
その他		385	382	369	367	354
（他市町村児童）		0	0	0	0	0
確保方策（②）		1,152	1,262	1,262	1,262	1,262
特定教育・保育施設（1号認定）		520	545	545	545	545
特定教育・保育施設（2号認定）		411	496	496	496	496
（確認を受けない幼稚園）		210	210	210	210	210
認可外保育所		11	11	11	11	11
（他市町村児童）		0	0	0	0	0
差（②－①）		▲43	77	117	123	163

■確保方策について

- 1号認定については、村内の幼稚園により、必要な事業量は確保できる見通しです。
- 2号認定については、実績を上回る利用が見込まれるため、平成 27 年度においては事業量が不足する見通しですが、既存保育所の定員拡大や認定こども園の開設を推進していくことにより、平成 28 年度以降は村内の保育所、認定こども園により必要な事業量は確保できる見通しです。
- 2号認定の教育ニーズ（幼児教育の希望が強く、幼稚園の利用を希望する 2 号認定）については、保護者の希望に応じ、村内の幼稚園において特例施設型給付により標準時間の教育の提供を図ることとしますが、併せて就労する保護者の保育の必要性にも着実に応えるべく、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の構築を図ります。
- 幼児教育の希望が強い 2 号認定保護者の意向に応じて給付の適正化を図るため、計画期間中、利用動向や利用意向を踏まえながら、幼稚園の認定こども園への移行の促進を検討します。

3

3号認定（0-2歳）

(1) 3号認定（0歳）

単位：人	H26 年度 (実績)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
※児童数（0歳）	364	366	357	349	344	339
量の見込み（①）	37	82	80	78	77	76
（他市町村児童）		0	0	0	0	0
0歳保育利用率	9.9%	22.4%	22.4%	22.3%	22.3%	22.4%
確保方策（②）		71	95	95	95	95
特定教育・保育施設		65	89	89	89	89
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		6	6	6	6	6
（他市町村児童）		0	0	0	0	0
差（②-①）		▲11	15	17	18	19

■確保の方策

○ 0歳児の3号認定については、実績から2倍以上の利用が見込まれるため、平成27年度においては事業量が不足する見通しですが、既存保育所の定員拡大や認定こども園の開設の推進に取り組むことにより、平成28年度以降は村内の保育所、認定こども園、認可外保育施設により必要な事業量は確保できる見通しです。

○ 特定地域型保育事業は確保方策に位置付けていないものの、待機児童の発生状況に応じて、認可外保育施設の動向を踏まえながら、小規模保育等による体制強化などを視野に給付対象施設への移行支援を進めます。

(2) 3号認定(1・2歳)

単位：人	H26 年度 (実績)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
※児童数(1・2歳)	793	784	753	746	729	716
量の見込み(①)	250	310	298	295	288	283
(他市町村児童)		0	0	0	0	0
1・2歳保育利用率	30.0%	39.5%	39.6%	39.5%	39.5%	39.5%
確保方策(②)		236	297	297	297	297
特定教育・保育施設		204	265	265	265	265
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		32	32	32	32	32
(他市町村児童)		0	0	0	0	0
差(②-①)		▲74	▲1	2	9	14

■確保の方策

○1・2歳児の3号認定については、実績を大きく上回る利用が見込まれますが、平成28年度に既存保育所の定員拡大や認定こども園の開設の推進に取り組むことにより、平成29年度以降は村内の保育所、認定こども園、認可外保育施設により必要な事業量は確保できる見通しです。

○特定地域型保育事業は確保方策に位置付けていないものの、待機児童の発生状況に応じて、認可外保育施設の動向を踏まえながら、小規模保育等による体制強化などを視野に給付対象施設への移行支援を進めます。

第 **5** 章

子ども・子育て支援の展開

1

地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法に基づく事業）

（１）利用者支援事業【新規】

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
------	---

■量の見込みと確保方策

本村では、平成 28 年度より、利用者支援事業に従事する「子育て支援コーディネーター」を 1 名配置し、関係機関との連絡調整や各保育所の地域子育て支援センター等での出張相談の実施など、積極的に保育サービスの情報提供を行っていくことにより、地域子ども・子育て支援事業の利用を促進していきます。平成 29 年度以降の提供体制については、平成 28 年度の実施状況に応じて実施箇所数の増を検討していきます。

○量の見込みと確保方策

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (①)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 (②)	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
------	--

■現状

平成 26 年度では公立 2 か所、私立 4 か所の計 6 か所の保育所（園）等で地域子育て支援拠点事業が実施されており、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

○地域子育て支援拠点事業の実施状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
延べ利用人数	7,900 人	9,869 人	9,097 人	8,641 人	9,364 人
実施施設数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

■量の見込みと確保方策

ニーズ量が利用実績よりもかなり多く算出されましたが、ニーズ量を必要な事業量として見込んでいます。実施場所について、平成 27 年度に公立 1 か所の開設が見込まれることから、7 か所となり、平成 28 年度には認定こども園の開設を見込み計 9 か所に拡大し、必要な事業量を確保し、より利用しやすい提供体制の充実を図ります。

○量の見込みと確保方策

(1 年当たり延べ)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量	47,436 人回	45,804 人回	45,180 人回	44,268 人回	43,524 人回
量の見込み (①)	47,436 人回	45,804 人回	45,180 人回	44,268 人回	43,524 人回
確保方策 (②)					
利用回数	47,436 人回	45,804 人回	45,180 人回	44,268 人回	43,524 人回
実施か所数	7 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所

(3) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
------	---

■現状

妊婦に 14 回分の受診券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。

○妊産婦健診事業の実施状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
受診実人数	480 人	400 人	453 人	422 人	387 人
延べ受診者数	5,143 人	5,652 人	4,933 人	5,136 人	4,665 人

■量の見込みと確保方策

これまでの事業実績と将来推計児童数から事業量を見込みました。今後、茨城県医師会と連携のもと、希望する医療機関・助産所における受診機会の提供を図ります。

○量の見込み

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
受診実人数	379 人	371 人	366 人	360 人	349 人

○確保方策

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
確 保 方 策					
実 施 体 制	茨城県医師会，県外医療機関個別契約，償還払い，茨城県国民健康保険団体連合会				
実 施 場 所	利用者が希望する医療機関				
実 施 時 期 及 び 検 査 項 目	①妊娠 8 週頃	基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1 抗体検査			
	②妊娠 12 週頃	基本健診			
	③妊娠 16 週頃	基本健診			
	④妊娠 20 週頃	基本健診、超音波検査			
	⑤妊娠 24 週頃	基本健診			
	⑥妊娠 26 週頃	基本健診、血液検査			
	⑦妊娠 28 週頃	基本健診			
	⑧妊娠 30 週頃	基本健診、超音波検査、クラジミア核酸同定検査			
	⑨妊娠 32 週頃	基本健診			
	⑩妊娠 34 週頃	基本健診、B 群溶血性レンサ球菌検査			
	⑪妊娠 36 週頃	基本健診			
	⑫妊娠 37 週頃	基本健診、超音波検査（医療機関での場合のみ）			
	⑬妊娠 38 週頃	基本健診			
	⑭妊娠 39 週頃	基本健診			

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
------	--

■現状

村内の乳児(生後4か月まで)のいるすべての家庭に対し、保健師や助産師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

○乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
訪問乳児数	390 人	411 人	395 人	422 人	391 人

■量の見込みと確保方策

村内の対象家庭すべての訪問を想定し、0歳児の将来推計結果をもとに実績から事業量を見込んでいます。引き続き、茨城県助産師会東海グループに事業を委託して実施する体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

○量の見込みと確保方策

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	367 人	358 人	350 人	345 人	340 人
確保方策					
実施体制	茨城県助産師会東海グループに委託				
実施機関	東海村 保健センター				

(5) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
------	---

■現状

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、村の保健センターの保健師や子育てアドバイザーが対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

○養育支援訪問事業の実施状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
被訪問実人数	83 人	14 人	42 人	36 人	44 人
延べ被訪問人数	134 人	137 人	146 人	150 人	158 人

■量の見込みと確保方策

対象年齢である0歳児から6歳児までの将来推計結果をもとに実績から事業量を見込んでいます。

引き続き、村の保健センターによる事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師4人、子育てアドバイザー11人の体制により、必要な事業量の確保を図ります。

○量の見込みと確保方策

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	被訪問実人数	42 人	41 人	40 人	39 人	39 人
	延べ被訪問人数	153 人	150 人	147 人	143 人	141 人
確保方策						
	実施体制	15 人（保健師： 4 人、子育てアドバイザー： 11 人）				
	実施機関	東海村 保健センター				

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
------	--

■現状

近隣の児童福祉施設において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業で児童擁護施設との委託契約により実施しています。

○子育て短期支援事業の実施状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実 利 用 人 数	3 人	1 人	1 人	1 人	0 人
延べ利用人数	19 人	7 人	14 人	14 人	0 人
実 施 施 設 数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

■量の見込みと確保方策

ニーズ量については実績と比べて過剰に算出されたことから、量の見込みについては利用実績や想定される利用対象を勘案して見込みました。

引き続き、1 か所の児童福祉施設で事業を実施し、平成 28 年度からは実施施設（委託先）を増やすことで事業量の確保を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。

○量の見込みと確保方策

(1 年当たり延べ)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量	122 人日	119 人日	117 人日	115 人日	112 人日
量の見込み (①)	122 人日	119 人日	117 人日	115 人日	112 人日
確 保 方 策 (②)					
利 用 数	122 人日	119 人日	117 人日	115 人日	112 人日
実施か所数	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(7) 子育て援助活動支援事業（就学児対象）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
------	--

■現状

本村では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は実施しておりません。

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から就学児を対象とした本事業のニーズ量は算出されませんでした。

ファミリー・サポート・センター事業と同様の事業として、本村では有償ボランティアによる「子育て支援サービス『すくすく』」を実施しています。ニーズは算出されませんでした。核家族化の進展や一時預かり事業のニーズ量が多いことなどから本村の子育て世帯の状況を見ると、今後必要となってくる事業であることから、実施に向けた検討を行っていきます。

(8) 一時預かり事業

①幼稚園在園児対象の一時預かり（預かり保育）

事業概要	従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業
------	---

■現状

村内6か所のすべての幼稚園において、預かり保育を実施しています。そのうち、公立幼稚園においては、家族の疾病等のための通院・介護等、学校及び地域の会合への参加などの一定の要件の下に実施しています。

○幼稚園における預かり保育の実施状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
利用延べ児童数	11,075 人日	12,107 人日	10,826 人日	12,178 人日	11,533 人日
実施施設数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

■量の見込みと確保方策

ニーズ量が利用実績よりもかなり多く算出されましたが、共働きの2号認定の預かり保育の確保が重要であることなどから、ニーズ量を必要な事業量として見込んでいます。引き続き、私立幼稚園1か所、公立幼稚園5か所において一時預かり事業を実施するとともに、公立幼稚園における利用要件の見直しを図ることにより、必要な事業量の確保を図ります。

○量の見込みと確保方策

(1年当たり延べ)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量					
1号認定による利用	5,636 人日	5,585 人日	5,399 人日	5,366 人日	5,180 人日
2号認定による利用	36,252 人日	35,923 人日	34,727 人日	34,517 人日	33,320 人日
量の見込み (①)					
1号認定による利用	5,636 人日	5,585 人日	5,399 人日	5,366 人日	5,180 人日
2号認定による利用	36,252 人日	35,923 人日	34,727 人日	34,517 人日	33,320 人日
確保方策 (②)					
一時預かり事業 (在園児対象型)	41,888 人日	41,508 人日	40,126 人日	39,883 人日	38,500 人日
実施か所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

②「①」以外の一時預かり

事業概要	○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ○子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 ○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業
------	---

■現状

本村の公立1か所、私立3か所の計4か所の保育所において、一時預かり事業を実施しています。

なお、本村では子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、トワイライトステイ事業は実施しておりません。

○事業の実施状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
一時預かり事業 （在園児対象型を除く）					
延べ利用児童数	1,122 人	1,533 人	1,633 人	2,460 人	2,257 人
実施施設数	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

■量の見込みと確保方策

利用実績を大きく上回る過剰なニーズ量が算出されたことから、国の示す考え方に基づきニーズ量の補正を図り、不定期的に利用する一時預かりの事業量を見込みました。

平成26年度に公立1か所で開設となることから、平成27年度には、公立2か所となることと併せて、保育士数を各1名増員して事業量の確保を図ります。平成28年度には、認定こども園2か所の開設を見込み、村内計7か所の施設において一時預かり事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

なお、本村においては、子育て援助活動支援事業及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、本事業の事業量を確保する方策として見込んでおりませんが、子育て援助活動支援事業については、核家族化の進展や一時預かり事業のニーズ量が多いことなどから本村の子育て世帯の状況を考えると、今後必要となっていることから、実施に向けた検討を行っていきます。

○量の見込みと確保方策

（1年当たり延べ）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニ ー ズ 量	15,333 人日	14,928 人日	14,625 人日	14,400 人日	14,070 人日
量の見込み (①)	3,887 人日	3,785 人日	3,706 人日	3,649 人日	3,564 人日
確 保 方 策 (②)	3,887 人日	3,785 人日	3,706 人日	3,649 人日	3,564 人日
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	3,887 人日	3,785 人日	3,706 人日	3,649 人日	3,564 人日
	5 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
------	---

■現状

本村では、小学校ごとに6か所、民間3か所の村内計9か所において、保護者が昼間家庭にいない小学校児童（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

登録児童数は横ばいの状況ですが、利用条件を満たす希望家庭の児童がすべて利用できる状況となっています。

○放課後児童クラブの実施状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
設 置 数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
登録児童数	573 人	644 人	624 人	627 人	601 人
小学1～3 年	353 人	410 人	376 人	376 人	361 人
小学4～6 年	220 人	234 人	248 人	251 人	240 人

■量の見込みと確保方策

本事業の対象児童の学年は小学6年生までに拡大されますが、本村では従来から6年生までとしていたことから、利用対象者に大きな変更はない見込みです。

本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き父母の協力を得て小学校ごとに6か所のクラブを運営するほか、民間3か所のクラブにおいても事業を実施（平成28年度からは4か所）し、必要な事業量の確保を図ります。

○量の見込みと確保方策

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量	646 人	648 人	646 人	641 人	637 人
1～3 年生	304 人	303 人	305 人	294 人	292 人
4～6 年生	342 人	345 人	341 人	347 人	345 人
量の見込み (①)	646 人	648 人	646 人	641 人	637 人
1～3 年生	304 人	303 人	305 人	294 人	292 人
4～6 年生	342 人	345 人	341 人	347 人	345 人
確保方策 (②)	660 人	690 人	690 人	690 人	690 人
設 置 数	9 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
定 員 数	660 人	690 人	690 人	690 人	690 人
(②－①)	14 人	42 人	44 人	49 人	53 人

(10) 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
------	---

■現状

村内7か所のすべての保育所（園）において、延長保育が実施されています。開所時間については7時から7時半の範囲、閉所時間については19時から20時の範囲での延長保育が実施されています。

○延長保育の実施状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
利用実人数	208 人	224 人	324 人	237 人	307 人

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、算出されたニーズ量を上回る事業量を見込むこととし、引き続きすべての保育所（園）における延長保育の実施体制の確保を図り、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

○量の見込みと確保方策

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量	262 人	257 人	250 人	247 人	240 人
量の見込み (①)	262 人	257 人	250 人	247 人	240 人
確保方策 (②)					
実利用者数	262 人	257 人	250 人	247 人	240 人
実施か所数	7 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所

(11) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

事業概要	○病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業 ○病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業
------	---

■現状

本村では、私立保育所（園）3か所で病児を保育する事業（病後児対応型1か所、体調不良児対応型2か所）が実施されています。

○病児保育の実施状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
利用延べ人数	234 人	284 人	571 人	503 人	616 人
実施施設数	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所

■量の見込みと確保方策

利用実績を大きく上回る過剰なニーズ量が算出されたことから、国の示す考え方に基づきニーズ量の補正を図り、病児を保育する事業の事業量を見込みました。

当面は、引き続き村内3か所の保育所（園）での病気・体調不良の子どもを対象とした保育が実施される見込みですが、平成28年度に開設が見込まれる認定こども園での実施により事業量の確保を図ります。また、公立での実施に向けた検討を行い、ニーズへのできる限り早期の対応に努めます。

なお、本村においては、ファミリー・サポート・センター事業を実施していないことから、子育て援助活動支援事業の事業量を確保する方策としては見込んでおりませんが、核家族化の進展など本村の子育て世帯の状況を考えると、今後必要となってくる事業であることから、実施に向けた検討を行っていきます。

○量の見込みと確保方策

（1年当たり延べ）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量	3,311 人日	3,240 人日	3,162 人日	3,122 人日	3,040 人日
量の見込み (①)	1,014 人日	992 人日	968 人日	956 人日	931 人日
確保方策 (②)					
病児保育事業	1,014 人日	992 人日	968 人日	956 人日	931 人日
	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
------	--

■量の見込みと確保方策

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
------	---

■量の見込みと確保方策

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14) 要保護児童等の支援に資する事業

事業概要	地域における児童虐待防止に関するネットワークとして、「東海村要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待未然防止・重症化防止の具体策について、関係機関、関係団体による情報交換、情報共有により支援策の検討・実施・評価を行うほか、児童虐待防止講演会を開催し地域住民への啓発普及を行う事業
------	---

■現状

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議の開催により、関係機関との連携強化を図るほか、個別ケース検討会議等を開催する等、関係機関と連携し、児童の安全確保に努めています。本村における児童虐待ケースは増加・深刻化の傾向にあることから、平成26年度より家庭児童相談員を配置し、支援の必要な家庭に対し定期的な訪問や面談による養育相談を実施しています。

○会議等開催状況（開催回数）

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
代表者会議	1 回	—	—	2 回	1 回
実務者会議	—	—	—	7 回	5 回
個別ケース会議	6 回	8 回	7 回	10 回	9 回

■量の見込みと確保方策

個別ケース検討会議の随時開催により児童虐待ケースに応じた適切な支援策の検討を実施していくとともに、実務者会議を開催しケース支援の状況把握・評価を定期的に行い、関係機関の連携のもと、適切なケース支援が継続されるよう努めます。

また協議会の構成員を対象に、児童虐待の対応に関する研修や事例検討会等を定期的で開催し、担当者の資質の向上に努めていきます。

さらに、養育支援訪問事業担当者との定期的なケース検討会の開催により、児童虐待の恐れのある家庭等を早期に把握し、養育支援訪問事業と連携して支援することで児童虐待の未然防止に努めてまいります。

2

その他の子ども・子育て支援事業（次世代育成支援対策行動計画関係）

東海村では、平成 17 年度からの 10 年間の時限立法とされてきた「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年 7 月 16 日・法律第 120 号）に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するとされたその目的の下、同法第 8 条第 1 項の規定にされる市町村行動計画「東海村次世代育成推進行動計画」を策定し、同後期計画（平成 22 年～平成 26 年）の中では、“進行政管理事業”“関連事業”として 131 の事業を実施してきました。

しかし、平成 24 年 8 月に公布された「子ども・子育て支援法」（平成 24 年 8 月 22 日・法律第 65 号）等“子ども・子育て関連 3 法”により、同法第 61 条第 1 項において市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられる一方、「次世代育成支援対策推進法」の一部改正が行われ、市町村行動計画の策定が任意化されるとともに、同法 7 条第 1 項の規定に基づく国で定める行動計画策定指針（平成 26 年 11 月 28 日告示・平成 27 年 4 月 1 日適用）では、「策定が任意化された市町村行動計画等については、各地域の実情に応じ、必要な特定の事項のみの作成とすることも差し支えない。また、市町村行動計画等については、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えなく、これらの計画の策定手続についても、一体的に処理して差し支えない」とされました。なお、「次世代育成支援対策推進法」の失効については、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成 26 年 4 月 23 日・法律第 28 号）により、平成 37 年 3 月 31 日にその効力を失うと改められています。

このような背景から、「東海村次世代育成支援対策行動計画」（後期計画）に掲げる事業については、その趣旨・目的等に鑑み、「東海村子ども・子育て支援事業計画」策定過程において移行・明確化を図り、後継計画としての位置付けを行うことで、引き続き継続した取り組みを進めていくこととします。

（１）地域における子育て支援を図る事業

- ▼保護者が安心して子育てができるよう、保育サービスの充実を図るとともに、地域全体で子育てを支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。
- ▼すべての子育て家庭が、地域の中でのびのびと安心して子育てできるよう、情報提供・相談体制の充実や交流・ふれあい機会の拡充を図ります。

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
1	保育サポート事業	社会福祉課 社会福祉協議会	
対 象		内 容	継 続
0歳から小学6年生までの子どもがいる世帯		子育てサポート養成講習会を修了した人が、協力会員「すくすく」の会を組織し、保護者が保育できない時に保護者に代わり、預りなどのサポートを行う。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
2	母と子のサロン事業	青年センター・ 青少年育成村民会議	
対 象		内 容	継 続
0歳児とその母親		0歳という貴重な時期に楽しく子育てができるように母親を応援する。また、母親同士の仲間づくりの場も提供する。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
3	長堀すこやかハウス運営管理事業	社会福祉課	
対 象		内 容	
乳幼児とその保護者		在家庭の保護者と乳幼児のふれあいを推進し、親子が楽しく遊べる場を提供する。また、育児相談や育児情報の交換等を行う。	
		継 続	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
4	地域子育て支援センター運営事業	社会福祉課	
対 象	内 容		地域子ども・ 子育て支援事業 に移行
乳幼児とその保護者	乳幼児の子育てに関する相談に応じ、育児講座や出前講座、機関紙の発行などで、必要な情報の提供および助言を行うとともに、子育てサークルの支援を行う。		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
5	一時預かり事業	社会福祉課	
対 象		内 容	
就学前の幼児とその保護者		保護者の傷病、災害、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭における育児が困難な場合や保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時的に保育が必要となる場合に保育を行う。	
		地域子ども・子育て支援事業に移行	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
6	病児保育事業	社会福祉課	
対 象	内 容		地域子ども・ 子育て支援事業 に移行
就学前の幼児及び保育所に通う入所児童とその保護者	病後児対応型：児童が病気の回復期にあり、かつ集団保育が困難な期間に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する。		
保育所に通う入所児童とその保護者	体調不良児対応型：児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育所で一時的に保育する。		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
7	休日保育事業	社会福祉課	
対 象		内 容	継 続
保育所に通う入所児童とその保護者		日曜日、国民の休日等において、保育が必要な入所児童の保育を実施する。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
8	延長保育事業	社会福祉課	
対 象		内 容	地域子ども・ 子育て支援事業 に移行
保育所・認定こども園に通う入所児童とその保護者		通常の利用時間以外の日及び時間において、保育が必要な入所児童の保育を実施する。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
9	幼稚園預かり保育事業	学校教育課	
対 象		内 容	地域子ども・ 子育て支援事業 に移行
村立幼稚園に通う園児とその保護者		幼稚園児の保護者の所用により、教育時間終了後に在園の幼稚園で園児を預かる。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
10	多生児等育児支援事業	社会福祉課	
対 象		内 容	継 続
多生児とその保護者、母子・父子世帯の乳幼児とその保護者（0歳から3歳まで）		多生児または母子父子世帯の3歳までの乳幼児について、育児が困難な場合に支援者（子育てサポーター）が家庭に出向き保護者に代わって育児を行う。（1 か月子ども1人当たり4時間まで）	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
11	認可外保育室補助事業	社会福祉課	
対 象		内 容	継 続
村内認可外保育室、認可外保育所に通う入所児童とその保護者		村が認めた認可外保育室に対し運営費の補助を行う。また、当該認可外保育室に通う利用者の保育料の一部助成（月額上限 20,000 円）を行う。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
12	児童センター事業	社会福祉課 社会福祉協議会	
対 象		内 容	継 続
乳幼児とその保護者、 中学生、高校生		乳幼児から中高生まで幅広い年齢の児童等が自由に遊べる環境づくりを行う。育児や子育てに関する保護者の不安や悩みに対する相談を行う。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
13	児童手当の支給	社会福祉課	
対 象		内 容	継 続
中学校卒業までの児童 の保護者等		次代の社会を担う子ども一人ひとりの成長及び発達を応援する観点から、中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に手当を支給する。 子ども1人当たり月額5,000円～15,000円	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
14	読書推進事業	生涯学習課	
対 象		内 容	継 続
乳幼児とその保護者		乳児に絵本の読み聞かせを行うブックスタートや小学生のためのおはなし会、読書講演会、ボランティア養成講座などを行い、読書を通じて育児を支援する。	

(2) 母親と子どもの健康確保・増進を図る事業

▼子どもが健やかに生まれ、心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から子どもの成長における心身の健康を確保するための切れ目のない支援に取り組みます。

▼親子ともに健やかに育ち、安心して子育てできるよう医療費の助成を行います。

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
1	母子健康相談の実施	保健年金課 保健センター	
対 象		内 容	継 続
妊産婦、 乳幼児とその保護者		妊婦、乳幼児とその保護者を対象とした子育て相談を行う。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
2	母親教室開催事業	保健年金課 保健センター	
対 象		内 容	継 続
妊婦とその家族		「ハローベビースクール（母親学級・両親学級）」を開催し、妊娠・出産・育児に関する講義や実技指導、調理実習を行う。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
3	母子教室開催事業	保健年金課 保健センター	
対 象		内 容	継 続
妊産婦、 乳幼児とその保護者		「赤ちゃん教室」を開催し、ベビーマッサージと予防接種の受け方の講話等を行う。「おやこ教室」を開催し、言葉や発達を促す関わり方について小集団指導し、手作りおやつを通して、食育指導を行う。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
4	乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問指導)	保健年金課 保健センター	
対 象		内 容	地域子ども・ 子育て支援事業 に移行
新生児及び生後4か月 まで乳幼児とその保護 者		新生児及び生後4か月までの乳幼児とその保護者を対象とし、助産師や保健師による訪問指導を行う。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
5	養育支援訪問事業 (子育てアドバイザー派遣)	保健年金課 保健センター	
対 象		内 容	地域子ども・ 子育て支援事業 に移行
妊産婦、 乳幼児とその保護者		子育てアドバイザーを派遣し、乳幼児期の子育て不安の 解消や虐待の早期発見に努める。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
6	医療福祉費支給事業	保健年金課	
対 象		内 容	継 続
妊産婦、中学校卒業ま での児童、18 歳未満の子 のいるひとり親世帯		医療福祉費の支給を「東海村医療福祉費に関する条例」 に基づき、村独自に拡大して支給する。	

（３）子どもの心身の成長に資する教育環境の充実を図る事業

- ▼家庭は子どもの将来にわたる生活習慣や人格形成の基礎的な場であることを踏まえ、子どもの育ちに応じた子育てに関する知識や技術を保護者が得るための機会の提供に努め、家庭の教育力の向上を図ります。
- ▼学校等においては、基礎・基本の確実な定着による学力の向上と個性を伸ばす学校教育の充実を図るとともに、児童・生徒が安心して頼れる相談の場づくりに努めます。
- ▼子どもたちが心身ともに地域で健やかに成長できるよう、家庭や地域、関係機関からの協力を得ながら地域における子どもの健全育成のための取り組みを推進します。

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
1	幼稚園家庭教育学級の開催	青少年センター	
対 象	内 容		継 続
村立幼稚園児・認定 こども園に通う園 児の保護者	家庭教育が青少年健全育成の基本の一つであるとの考えに 立ち、保護者自身が家庭教育の重要性について認識を深めるた めの啓発学習機会・交流の場の提供を図る。		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
2	幼稚園就園奨励補助事業	学校教育課	
対 象	内 容		継 続
私立幼稚園に通う 園児の保護者	私立幼稚園に就園する保護者に対し、世帯の所得に応じて保 育料を助成する。		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
3	交通安全・防犯教育の推進	防災原子力安全課	
対 象	内 容		継 続
中学生以下の 児童・生徒	保育所（園）・幼稚園、小学校、中学校、学童クラブ、子育て支援センター等での交通安全・防犯教室を開催する。		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
4	スクールカウンセラー配置事業	指導室	
対 象		内 容	継 続
小中学校の児童・生徒 とその保護者		学校生活や家庭生活上の様々な不安などをもつ児童生徒 や子育て不安をもつ保護者へのカウンセリングを行う。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
5	社会人講師活用事業の実施	指導室	
対 象		内 容	継 続
幼稚園、小学校、 中学校に通う児童・生 徒		地域の人材を活用。課外活動において、講師として依頼 し、教育活動の多様化を図る。▶教育の質の向上に資する ことができる。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
6	中高生による育児体験事業の展開	指導室	
対 象		内 容	継 続
中学生、高校生		幼稚園や保育所、認定こども園などで、中高生が乳幼児 とふれあう機会を提供し、自己有用感を高め、生命の尊さ を考える学習機会を提供する。	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
7	東海村奨学金運営事業	学校教育課	
対 象		内 容	継 続
村内に1年以上住所を有 する村民の子 (収入・成績基準あり)		向学心旺盛でありながら、経済的な理由により修学が困 難と認められる 人に対し、入学準備金や修学資金を貸与 し、有為な人材の育成を図る。	

(4) 支援を必要とする子どもと家庭への細やかな対応を図る事業

- ▼子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもへの保育や福祉サービスなどの支援の充実に努めます。
- ▼すべての子どもの最善の利益を考え、ひとり親家庭や経済的に困窮する世帯等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開や子育て、生活、就職への支援などの総合的な対策を推進します。
- ▼子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を保障するため、要保護児童対策地域協議会の活用により関係機関のネットワーク強化を図り、児童虐待に関する相談の充実、虐待の予防・早期発見に努めます。

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
1	障がい児保育事業	社会福祉課	
対 象	内 容		継 続
就学前の乳幼児	集団保育が可能な障がいが中程度以下の乳幼児で、健常児と環境を同じくすることにより、適応能力を発達させる。		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
2	心身障害者（児）福祉手当の支給	介護福祉課	
対 象	内 容		継 続
在宅の 重度心身障がい者、児	在宅の重度障がい者及びその監護人に対し手当を支給する。 一人当たり月額 4,000 円		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
3	障害者等日中一時支援事業	介護福祉課	
対 象	内 容		継 続
特別支援学校及び特別支援学級に通学する希望者	なごみ・東海村総合支援センター等において、家庭の事情により家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、日中における活動の場を提供する。		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
4	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	社会福祉課	
対 象	内 容		地域子ども・ 子育て支援事業 に移行
乳幼児と その保護者	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
5	児童扶養手当の支給	社会福祉課	
対 象	内 容		継 続
18 歳までの児童を 養育している者 （所得制限有り）	父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭に対し、生活の安定と自立促進を目的として支給する。 ≪対象児童一人の場合≫ 全部支給 月額 41,020 円 一部支給 月額 41,010 円～9,780 円 （平成 26 年度現在。消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定有）		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
6	遺児福祉手当の支給	社会福祉課	
対 象	内 容		継 続
中学校卒業までの 当該児童の保護者	父、母または両親が死亡した児童を養育する人に支給する。 子ども一人当たり月額 3,000 円		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
7	母子父子家庭及び寡婦支援	社会福祉課	
対 象	内 容		継 続
母子父子世帯 及び寡婦	母子父子世帯を対象とし、就学資金等の貸付けへの支援や就労に向けた自立を支援する。また、母子寡婦の団体への支援を行う。		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
8	母子・父子家庭家賃助成事業	社会福祉課	
対 象	内 容		継 続
村内に6か月以上住所を有する母子・父子世帯 (所得制限あり)	住宅を借り受けている児童扶養手当受給者等に対し、家賃を一部助成し、生活の安定と自立の推進を図る。 月額上限 10,000 円		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
9	保育所・認定こども園保育料の減免	社会福祉課	
対 象		内 容	
母子父子世帯及び身体障がい者世帯 (所得制限あり)		母子父子世帯および生計維持者が身体障がい者世帯において、保育料を半額もしくは全額を減免する。	
		継 続	

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
10	保育所・認定こども園保育料の軽減	社会福祉課	
対 象	内 容		継 続
村内保育所・認定こども園の入所世帯	保育料について、国が示す利用者負担額や周辺自治体のものと比較して低廉化を実施する。		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
11	要保護児童対策地域協議会の運営	社会福祉課	
対 象	内 容		地域子ども・ 子育て支援事業 に移行
要保護児童対策地域協議会関係者	要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議の開催により、関係機関との連携強化を図るほか、個別ケース検討会議等を開催する等、関係機関と連携し、児童の安全確保に努める。		

事業名		担当課	次世代育成 後期計画との 比較
12	児童虐待防止対策事業	社会福祉課	
対 象	内 容		継 続
18 歳までの児童と その保護者等	家庭や学校等において、子どもが健やかに安心して育つことができるよう保護者や関係機関等への相談助言を行う家庭児童相談を実施するほか、子育て支援や児童虐待に関する啓発活動を行う。		

注意 ※ 平成 27 年 4 月の組織機構の見直しにより、「社会福祉課」が担当課となっている事業は「**子育て支援課**」に、同じく「保健年金課 保健センター」となっている事業は「**健康増進課**」に変更となります。

また、「幼稚園就園奨励補助事業」については、「学校教育課」から「**子育て支援課**」に変更となります。

第 6 章

計画の推進

1 計画の周知・広報

本村が今後目指していく子ども・子育て支援とは、まずは子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、当事者が子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

そのため、本計画が村民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業サービスをはじめ、子育て支援施策の内容について、村の公式ホームページ、Twitter、Facebook、広報紙等を通じて速やかな周知を図ります。

2 教育・保育の一体的な提供等

（１）教育・保育の一体的な提供の推進

本村では、一つの政策として、社会を築く礎である子どもたちの育ちと子育ての一端を担う保育所・幼稚園の連携促進の検討具体化を目指してきましたが、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）により、隣接して立つ村立村松保育所と村立宿幼稚園の建物が被災し、その耐震安全性の確保が困難であったことから、両施設の改築を急ぐことを視野に、新たな施設の理念、保育のあり方、基本的な保育課程、施設要件、整備場所・規模等の考え方の取りまとめを行い、本村初めての公立の保育所・幼稚園による“幼保連携施設”整備に向けた用地取得・建物建設を進めることとしました。ここでいう“幼保連携施設”とは、従来の保育所・幼稚園の機能・設備等を併せ持ち、小学校就学前の保育・教育や、家庭の子育て支援の一体的・総合的な提供により、地域の子どもが健やかに育成される環境づくりを推進する新たな拠点となるもので、平成 27 年 1 月に「とうかい村松宿こども園」（幼保連携型認定こども園）を開設したところです。

なお、小学校就学前の子どもの保育・教育面では、現在、2 つの社会福祉法人によって幼保連携型認定こども園 2 園の設置計画が進められており、これに併せては村内保育所・幼稚園の利用動向等にも変化があるものと推測されることから、さまざまな視点からの状況把握・調査・分析等を踏まえつつ、平成 28 年度までを目安に、そのあり方・方向性などに関し具体性・実効性を伴うような形での検討・整理を進めていくこととしています。

（２）産後の休業及び育児休業の保育等の利用支援

保護者が認定こども園や保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないよう、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、社会福祉課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

休業明けの保護者の子どもが認定こども園や保育所等へ速やかに入所できるよう、優先度の引上げなど支援の充実を検討していきます。

3 計画の進行管理

■連携による施策等の推進

計画の推進にあたっては、すべての村民が子どもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

そのため、本村では、庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図るとともに、すべての村民を巻き込み、理解や協力を得ながら、幼児期の教育・保育の確保や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする事業・施策の総合的な推進を図ります。

■実績把握・評価・見直し

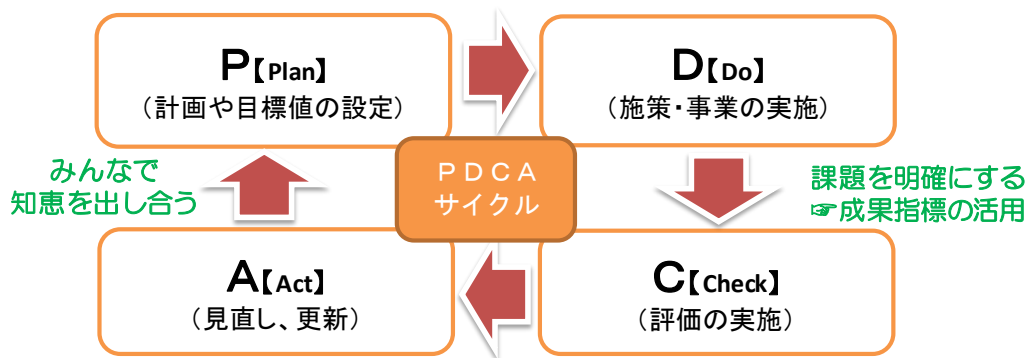
計画期間中は、「東海村子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、村民や各種団体・関係機関などと連携して、計画の進行を管理していきます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、計画の中で設定した成果指標をはじめ、進行管理事業等の施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることも、本計画における目標の1つです。

○進行管理のPDCAサイクルのイメージ



◎ 計画の成果指標と目標値 ◎

成果指標 1	待機児童数	現状値 (H26 年度)	⇒	目標値 H31 年度	データ 取得方法
	▶教育・保育施設の入所待機児童を解消する	14 人 (H26.4.1 現在)	⇒	0人	社会福祉課

成果指標 2	希望したときに、希望した保育サービスが利用できている人数	現状値 (H25 年度)	⇒	目標値 H31 年度	データ 取得方法
	▶「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合を増やす	49.6%	⇒	10%増	アンケート

成果指標 3	子育ての環境や支援への満足度	現状値 (H25 年度)	⇒	目標値 H31 年度	データ 取得方法
	▶東海村で子育てすることに満足しているか5段階評価の「5」「4」の割合を増やす	55.2%	⇒	15%増	アンケート

成果指標 4	子育てを楽しんでいる割合	現状値 (H25 年度)	⇒	目標値 H31 年度	データ 取得方法
	▶子育てを「楽しいと感じることの方が多い」回答割合を増やす	54.4%	⇒	10%増	アンケート

成果指標 5	地域の子育て支援に関する情報が得やすいと思う割合	現状値 (H25 年度)	⇒	目標値 H31 年度	データ 取得方法
	▶「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合を増やす	77.5%	⇒	15%増	アンケート

成果指標 6	認定こども園数	現状値 (H26 年度)	⇒	目標値 H31 年度	データ 取得方法
	▶教育・保育の一体化を図るため、認定こども園の施設の増加を推進する	1 か所	⇒	3か所	社会福祉課

資 料 編

1 東海村子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年月日	内容	
平成 25 年 12 月 10 日～ 12 月 25 日	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査	
平成 26 年 3 月	次世代育成対策行動計画 推進会議	・子ども・子育て支援新制度概要説明
平成 26 年 3 月	東海村子ども・子育て会議条例制定	
平成 26 年 7 月 30 日	第 1 回 子ども・子育て会議	・自己紹介 ・委嘱状の交付 ・会長・副会長選出 ・子ども・子育て会議への諮問 ・子ども・子育て支援新制度概要説明 ・今後のスケジュール ・保育の必要性の認定等について ・教育・保育提供区域について ・東海村の人口と児童数の将来推計及び教育・保育事業等のニーズ量の算出について ・教育・保育等の「量の見込み」について ・東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（案）について
平成 26 年 9 月 29 日	第 2 回 子ども・子育て会議	・保育の必要性の認定等について ・教育・保育提供区域について ・東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について ・教育・保育事業の量の見込みと確保の方策について ・東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について ・東海村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について
平成 26 年 11 月 25 日	第 3 回 子ども・子育て会議	・前回会議内容に係る報告事項 ・東海村子ども・子育て支援事業計画（案） ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策について
平成 27 年 2 月 4 日	第 4 回 子ども・子育て会議	・前回会議に係る意見等への対応について ・今後のスケジュールについて ・幼児期の教育・保育の確保について ・その他の子ども・子育て支援事業（次世代育成対策行動計画関係）について
平成 27 年 2 月 9 日	政策会議	・東海村子ども・子育て支援事業計画（案）
平成 27 年 2 月 12 日 ～2 月 27 日	パブリックコメント実施	・東海村 HP、社会福祉課窓口、 村内各コミュニティセンター
平成 27 年 3 月 18 日	村長への答申	・東海村子ども・子育て支援事業計画について（答申）
平成 27 年 3 月 25 日	庁議	・東海村子ども・子育て支援事業計画について

2 東海村子ども・子育て会議条例

平成26年3月28日

条例第6号

改正 平成26年12月19日条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づく合議制の機関として、東海村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(平26条例29・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 児童福祉法第35条第6項の規定による保育所の設置認可に係る事項を調査審議すること。
- (3) その他子ども・子育て支援及び児童福祉に関すること。

(平26条例29・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）

(2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する事業に従事する者

(3) 地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者

(4) 教育関係者

(5) 学識経験者

(6) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

（補則）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が招集するものとする。

（東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東海村条例第42号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（準備行為）

2 東海村子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づく合議制の機関として、同法第35条第6項の規定による保育所の設置認可に係る事項を調査審議することができる。

3 東海村子ども・子育て会議委員名簿

NO.	氏 名	所 属	組 織	
1	山 路 齊	公募委員	(1)	子どもの保護者
2	佐 野 悦 子	公募委員	(1)	子どもの保護者
3	佐 藤 彰	チューリップ保育園理事長	(2)	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
4	諏 訪 健一郎	みぎわ保育園長 みぎわ幼稚園副園長	(2) (4)	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 教育関係機関
5	伏 屋 淑 子	おおぞら保育園理事長	(2)	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
6	安 藤 真 弓	サンフラワー こどもの森保育園長	(2)	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
7	根本内 栄 子	保育サポート「すくすく」代表者	(2)	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
8	佐 藤 栄 子	母と子のサロン実行委員長	(3)	地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者
9	野 上 紀 子	民生委員・児童委員主任児童委員	(3)	地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者
10	関 敏 子	学童クラブ関係者	(3)	地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者
11	水 島 秀 子	母子保健推進員代表	(3)	地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者
12	境 洋 子	村母子寡婦福祉会会長	(3)	地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者
13	中 川 輝 夫	子ども会育成連合会会長	(4)	教育関係機関
14	神 永 直 美	茨城女子短期大学	(5)	学識経験者

東海村 子ども・子育て支援事業計画

発 行 平成 27 年 3 月
編 集 東海村福祉部 社会福祉課
〒319-1192
茨城県那珂郡東海村東海三丁目 7 番 1 号
TEL 029-282-1711（代表）
